

明治期瀬戸内塩業者の直輸出運動とアジア

——思想の後背地としての地域——

中 川 未 来

〔要約〕 本稿では、瀬戸内塩業者による直輸出運動の帰趨をアジア主義団体との関係に留意し跡づけることで、一九世紀後半における文明観流通の社会経済的背景を検討する。一八七〇年代後半に始まる運動は、当初幕末維新时期以来の政治資産を用い中国輸出の実現を図った。瀬戸内塩業者は八〇年代には市場調査能力を涵養すべく興亜会を核とするアジア情報網に参入しロシア沿海州や朝鮮へ進出、次いで九〇年代には東邦協会や日清貿易研究所と接触する一方、塩業地の利益要求を議会に反映すべく近衛篤磨や東亜同文会への接近を図った。瀬戸内塩業者はその過程で九〇年代に成立した「アジア」を主体とする文明観を受容する。アジア主義と結合した文明観は日清戦勝に乗じた輸出実現を目指す運動を正当化する役割を果たした。当該期のナショナリズム運動は西洋を中心としない多文化主義的な文明観を醸成したが、通商実践の場では「アジア」への想像力を展開しえなかったのである。

史林 一〇二卷一号 二〇一九年一月

はじめに

本稿の目的は、一九世紀後半の日本社会において「東洋」や「アジア」を主体とする文明観が流通した社会経済的背景を検討するところにある。その際には、思想の醸成を促した運動体や、思想の需要者——ここでは中国や朝鮮、ロシア沿海州といったアジア諸地域への経済進出を図った経験を有する実業家や生産者の側に視座を据えたい。まずは問題の所在

を明らかにするために、ナシヨナリティーをめぐる議論のなかで「文明」や「アジア」という思考の枠組みが大きく変化した一八九〇年代における世界史認識を補助線とすることで、文明観とアジア認識の関係を考察してみよう。

日清戦争中の一八九五年一月一三日、東京市神田区一ツ橋通町の大日本教育会を会場に、那珂通世の「東洋地理歴史講義」が開講された。すでに九四年三月一日の文部省令により尋常中学校の歴史科は「中等教育ノ要点ヲ占ムル者」として授業時間の拡大が計画されていた。教授要領では、従来の「世界史」が「東洋史」「西洋史」に分割され、「東洋史」は「支那ヲ中心トシテ東洋諸国ノ治乱興亡ノ大勢ヲ説クモノ」「西洋歴史ト相對シテ世界歴史ノ一半ヲナスモノ」と規定されている。②周知のように、近代日本における歴史研究と教育の枠組みとして「東洋史」が誕生した瞬間であった。

その狙いについて右要領の原案を作成した「東洋史の創設者」那珂通世は、「我々亜細亞人と雖、世界の歴史に關係の無いことはない」と述べている。「亜細亞人」自身による「東洋史」像の構築は、「世界の歴史は、世界の文明に關係ある人種の沿革を記する者だ。世界の文明に關係ある人種と云へば、即ち西洋人種である」という世界史認識、さらには文明観に対する批判的実践として要請されたのである。④

確かに、それまでの世界史叙述で「東洋」や「アジア」は歴史形成の主体とは見なされていなかった。東京専門学校で経済史を講じた天野為之は、著書『万国歴史』（二八八七年）で次のように慨歎している。⑤

西洋ノ文明ハ実ニ世界万国ノ上ニ其影響ヲ及ボシ、世界發達ノ傾向ヲ指揮スル勢力アレトモ、悲ヒカナ東洋ノ文化東洋ノ人民ハ世界全体ノ大運動ニハ秋毫モ關係ヲ有セスシテ万国歴上ニ其名ヲ留ムル丈ケノ功績アラサルヲ如何センヤ

「世界全体ノ大運動」の牽引者は「西洋ノ文明」であり、「東洋ノ文化」「東洋ノ人民」は被動者に過ぎない。このような世界史認識は、「西洋ノ文明」を基準とする文明史観——単系的文明發展論に基づいている。これに対して、「世界の歴

史は、東洋西洋の二に分れて居ります」との認識による那珂通世の「東洋史」構想は、一八八〇年代末から九〇年代にかけて「国粹」に着目するナショナリズム運動の過程で普及した多系的文明発展論の系譜に位置していた。

当該期、政教社や日本新聞社を拠点に「国粹主義」を掲げた一群の知識青年が、西欧国際体系との対峙を視野に、日本を中心に「アジア」を統合するというアジア主義的な地域秩序を構想していたことは知られている。那珂の議論にも「東洋」の「文明の先導者」たる日本を中心に「東洋」を結集して西洋列強に対峙するという意識が色濃く現れていた。^⑦

日本が、東洋の覇権を握って、文明の先導者となり、東洋の諸国を合せて、欧羅巴人に当ると云ふ時に達しましたならば、日本人は、朝鮮支那の入り口ばかり研究しては居られませぬ（中略）亜細亜の中で立派な独立国は、我が日本一箇国でありますから、我々日本人たる者は、奮発勉強して東洋開化の先導者となり、積弱の諸国を振作し、欧洲強国の侵略を禦いで、東洋の衰運を挽回することを図らねばなりませんまい

このような発言は、日清戦争を背景とした戦時便乗的ではなく、「東洋史」という発想が生まれた一八九〇年代に「アジア」「東洋」という認識枠組みが有した構造を反映していた。政教社創立当初からの同人三宅雪嶺の「考案」にかかる『中等教育万国歴史』（一八九二年）をみてみよう。広告で「東西文明各素因あり東洋豈侮り易からむや」「東洋文明の中心として日本人種を置く」^⑧と謳われた同書は、「欧米人常曰方今世界文明、一頼亜利安種族之力、非蒙古種族之所与、故其著作皆記亜利安種族之事績、以為世界歴史、置我蒙古種於度外」という世界史叙述に対して、那珂と同じく「蒙古種族」を含んだ「世界人類全局之歴史」を描くことで「蒙古種之開明」を「發揮」するという企図を蔵していた。^⑨

すでに『真善美日本人』（二八九一年）で三宅は、「自国の為に力を尽すは、世界の為に力を尽すなり、民種の特色を發揚するは人類の化育を裨補するなり」、すなわち諸国家や民族は「国粹」を維持發揚することで世界人類の発展に寄与す

るといふ多系的文明發展論の萌芽となる重要な視点を提示していた。^⑩「蒙古種之開明」を「世界歴史」に位置づけようとした『中等教育万国歴史』の試みは、その実践例といえる。

このように「自国」「民種」の固有性を「世界」「人類」「人間」發展の基礎条件として捉える認識は、「東洋に国する者は東洋の文化を補翼するの任務を負ふ」という国民的使命観のかたちをとり、一八九一年七月に結成された東邦協会でも共有された。三宅や志賀重昂、陸羯南、高橋健三ら「国粹主義」をめぐる人脈を中心とする同会は、「東洋の先進を以て自任する日本帝国は近隣諸邦の近状を詳かにして実力を外部に張り、以て泰西諸邦と均衡を東洋に保つての計を講せざる可らず、未開の地は以て導くべく、不幸の国は以て扶くへし」との目的意識から、アジア情報の収集発信を主事業としていた。^⑪

ここで注目すべきは、「東洋」の主体性を主張することで「東洋の先進」たる日本という「自任」を保証するという思考の構造だろう。「東洋」や「アジア」というリージョナルな枠組みの設定は、ナショナルリティーの承認と密接に関連していたのである。そして、その主体性を確認するうえで必要とされたのが、例えば「東洋文明」の存在であった。同時期の内村鑑三は、「神聖なる亜細亜の文明」を下地として東西「文明」の融合による「新文明」を創出することを「東西両洋の媒酌者」たる日本の「天職」と論じている。^⑫一八九〇年代に成立した「東洋」「アジア」を主体とする文明観は、「文明」を体現し外へもたらす日本という思考様式の一般化を促す基盤として機能するのである。

それでは、右のように整理しうる文明観とアジア認識の関係は、いかなる社会経済的条件に基づき形成されたのか。初のアジア主義団体と目される興亜会の支部である興亜大阪第二分会（一八八〇年六月結成）についてみれば、その主事業は「興亜ノ目的ヲ達スベキ一大方便」たる中国・朝鮮貿易の支援、具体的には中国・朝鮮の「政略ノ形勢及ヒ商業ノ事情」の収集発信であった。また東邦協会の情報発信も、九〇年代に活性化した中国や朝鮮、ロシア沿海州、またオーストラリアや台湾といった「南洋」を含むアジア諸地域への人の移動を強く意識していた。^⑬「東洋」「アジア」を主体とする文明観が流通した背景を理解するためには、思想を形成・発信する側に加えて、アジア地域への進出を企図した実業家や生産者

のアジア認識や企業精神——思想の「需要者・需要集団の主体的欲求」^⑭にも目を向ける必要があるだろう。

そこで本稿は、瀬戸内塩業者が一八七〇～九〇年代に展開したアジア地域（中国、朝鮮、ロシア沿海州）への食塩直輸出運動を検討対象とする。塩業は、近世より綿や藍、砂糖といった商品作物とともに在来産業として重要な位置を占めており、近代においても専売制（一九〇五年導入）による保護と統制のもと国家財政の一角を担う存在であった。一方で専売制導入以前の塩業は、開国に伴う国際市場への接続と経済構造の変化により衰退しつつあった在来産業のなかで、経営や技術の近代化、そして国外市場への進出を軸に生き残りを模索していた。

食塩直輸出運動はその一環であったが、瀬戸内塩業者はその過程で興亜会や東邦協会、日清貿易研究所（一八九一年結成）、そして東亜同文会（一八九八年結成）という一連のアジア主義団体と接触する。彼らはいかなる理由から「アジア」を目指し、これら諸集団に接近したのか。以下では塩業史上で著名な瀬戸内塩業者の直輸出運動^⑮を如上の視点から検討すべく、改めてその諸段階を見直していく。思想史とは縁遠い迂路をあえて介することにより、「東洋」「アジア」を掲げた思想運動の後背地たる地域の側から、一九世紀後半の日本社会における文明観とアジア認識の関係を浮き彫りにしたい。なお本稿では、「塩業者」を主として塩浜や同盟組織の意思決定を主導した地主・自作層を指す語として用いる。また引用史料には句読点を追加するなど必要最小限の処置を施している。

- ① 一八九四年三月一日付文部省令第七号（『官報』一八九四年三月一日）。
- ② 「尋常中学校ニ於ケル各学科ノ要領（前号ノ続）」（『大日本教育会雑誌』第一五七号、一八九四年二月）。
- ③ 「夏期講習会の景況」（『史学雑誌』第八編九号、一八九七年八月）、三宅米吉「文学博士那珂通世君伝」（故那珂博士功績紀年会編『那珂通世遺書』大日本図書、一九一五年）。
- ④ 那珂通世「東洋地理歴史講義」（『大日本教育会雑誌』第一二二号、日）。
- ⑤ 一八九五年二月）。
- ⑥ 天野為之『万国歴史』（富山房、一八八七年）五頁。
- ⑦ 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』（岩波書店、一九九三年）三七五頁。
- ⑧ 前掲註④那珂通世「東洋地理歴史講義」。
- ⑨ 中等教育万国歴史」廣告（『東京朝日新聞』一八九二年六月二二日）。
- ⑩ 中原貞七「中等教育万国歴史序」（同『中等教育万国歴史』上巻、

博文館、一八九二年。これによると、同書は三宅雪嶺が構想し一八九一年九月に三宅が南洋巡行に出発したのち中原が引き継ぎ完成させたとする。

⑩ 三宅雪嶺『真善美日本人』（政教社、一八九一年、参照は『明治文学全集33三宅雪嶺集』（筑摩書房、一九六七年、二〇〇頁、二〇九頁）。

⑪ 「東邦協会設置趣旨」「東邦協会報告発兌の理由」（『東邦協会報告』第一号、一八九一年五月）。

⑫ 内村鑑三「日本国の天職」（『六合雜誌』第一三六号、一八九二年四月）。「文明」を体現する主体としての日本という言葉の扱がりについては、山室信一『思想課題としてのアジア』（岩波書店、二〇〇一年）第一部第二章、および第二部第七章を参照。

⑬ 拙稿「一八八〇年代興亜論の経済構想と朝鮮」（『愛媛大学法文学部論集』第四一号、二〇一六年）、「大阪朝日新聞」と高橋健三（中野目徹編『近代日本の思想をさぐる』吉川弘文館、二〇一八年）。また思想の発信主体の側からみたアジア認識形成については、拙著『明治日本の国粋主義思想とアジア』（吉川弘文館、二〇一六年）序章を参照。

⑭ 宮地正人『歴史のなかの『夜明け前』』（吉川弘文館、二〇一五年）V頁。

⑮ 瀬戸内塩業者の食塩輸出入運動に関する実証研究は、岡山県児島郡味野村の塩田地主野崎家の史料を活用した柴田一「明治期における食塩市場と塩業界の動向」（『日本塩業の研究』第九集、一九六六年）が先鞭をつけ、その見解はナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究』（財団法人竜王会館・ナイカイ塩業株式会社、一九八一年）や日本専売公社編『日本塩業大系』近代（稿）（日本専売公社、一九八二年）にも引き継がれている。これらは外塩流入に対抗する日本塩業の確立という視点から同業者団体の変遷と運動の推移を

明らかにしたが、一方で現在では、食塩輸入が拡大した日清戦後も内地食塩需要の九割以上が内地塩で充足されていたことが指摘されている（前田廉孝「一八九〇年代後半期日本における内地産品・輸移入品間の市場競合」『西南学院大学経済学論集』第四八編一・二号、二〇一三年）。一八七〇～九〇年代の食塩輸出入運動の実態とその位置づけは、周辺史料の点検も含め再検討が必要と考える。

なお本稿で使用する以下（A）～（F）の史料は、紙幅の都合上次のように略称を用いる。

（A）秋良貞臣『煮海私記』（山口県文書館蔵「一般郷土資料」三五三）↓「煮海」。対校のうえ引用時には翻刻版である防府市塩業遺跡保存会編『煮海私記』（塩業組合中央会、一九六四年）の該当頁を付す。（例）『煮海』翻刻版四五頁。

（B）『秋良貞臣日誌』（山口県文書館蔵「一般郷土資料」三五六一）↓「秋良日誌」。同じく防府市教育委員会編『秋良貞臣日誌』全九巻（防府市立防府図書館、一九八一～一九九年）の巻号と該当頁を付す。（例）『秋良日誌』翻刻版③五八頁。

（C）秋良貞臣『魯国浦潮漸斯德及朝鮮国遊誌』（山口県文書館蔵「一般郷土資料」三五九）↓「遊誌」。同じく防府市教育委員会編『浦潮朝鮮遊誌』（防府市立防府図書館、一九九〇年）の該当頁を付す。（例）『遊誌』翻刻版三頁。

（D）近衛篤磨日記刊行会編『近衛篤磨日記』全五巻（鹿島研究所出版会、一九六八年）↓『近衛日記』。（例）『近衛日記』④一七頁。

（E）外務省記録局編『通商彙編』『通商報告』には、復刻版『通商彙纂』第I期全七〇巻（不二出版、一九八八～九一年）の該当頁を付す。（例）『通商報告』第三六号、一八八七年九月。復刻版①七七頁。

（F）日本塩業大系編纂委員会編『日本塩業大系』史料編近・現代（一）（日本専売公社、一九七五年）↓『大系』。

さらに、野崎家塩業歴史館蔵「野崎家文書」には「岡山県児島市味野野崎家文書仮目録」（内海塩業株式会社社史編纂委員会、一九六四

年）の目録番号を付す。

一 中国市場へのまなざし——一八七〇年代の直輸出運動——

（1）対中輸出運動の開始とその背景

本章では、一八七〇年代における食塩輸出構想の内容と運動の推移を必要な範囲で概観する。後にアジア主義諸集団と関わることになる瀬戸内塩業者の運動は、当該期の経験を前提とするからである。

食塩輸出の実現へ向けた運動は、一八七四年に山口県三田尻浜（二月）、岡山県管下塩田持惣代（七月）、そして兵庫県上灘目浜（同）より各県長官へ宛てられた請願から始まった^①。そもそも瀬戸内沿岸の一〇ヶ国——播磨、備前、備中、備後、安芸、長門、周防、阿波、讃岐、伊予——に位置する塩業地は近世以来「十州」と称され、大量生産に適した入浜式塩田による食塩生産額は、一八八七年時点でも全国生産の七五・六%を占めていた^②。国内市場で依然高い占有率を保っていた瀬戸内塩業者が海外輸出を志願した理由について、備前浜の渾大防益三郎（岡山県児島郡下村）・三宅治三郎（同郡大崎村）・野崎武吉郎（同郡味野村）は右請願で次のように述べている。

塩田法關ケシヨリ播三備芸防長阿讀予十ヶ国ニテ夥敷製出、売捌口ニさし支、明和中塩戸困窮殆廢業之姿ニ相成候処、芸防之者地カラ育ヒ冗費ヲ省キ候事ニ心付、右十州之塩戸會議ヲ興シ協心同力冗費ヲ省キ簡易ニ随ヒ、爾來製塩之道大ニ關ケ塩戸年々増加シ、天保度ニ至リテ建築ノ大ナル職業之盛ナル又実ニ極ルト云ヘシ、然ルニ近來売捌口さし支甚難決仕候、皇國中有限之人口、無限之製塩最早海外輸出之外好策も無之ト見込相立候

この内容を敷衍すると、一八世紀半ば以降、入浜式塩田の技術が全国に波及し塩田開発が進んだ結果、食塩生産量が増加し塩価は低落傾向にあった。そこで対応策としてまず試みられたのが休浜法である。「浜」とは塩田の集合体を指し、「三田尻浜」のように地域名を冠して呼ばれた。休浜法は、一定地域の塩浜全体で申し合わせ休業期間を設けて食塩生産を意図的に減らすことで需給を調整するとともに、人件費や燃料費など生産コストを削減する方法である。

休浜法の施行範囲は広域であるほど効果的である。そのため明和九（一七七二）年以降、瀬戸内十州を対象区域とするカルテル結成へ向けた取り組みが生まれ、それは幕末維新时期から明治期にいたるまで継続した。しかし一方で休浜法は、十州塩田全体の利益のため個別塩田のそれを否定する側面があったため、実際には造反が相次ぎ実効力を欠いていた。

そこで明治初年に結集核として見いだされたのが海外への販路拡張であった。すなわち「十州ノ同盟確立セサレハ塩田ヲ維持スル能ハサレトモ、之レヲ確立セシムルハ容易ノ業ニ非サレハ、販路拡張スルニ如カス」と、瀬戸内塩業者の同盟を結束するために海外への「販路拡張」が企図され、それは三田尻浜請願が述べるように「防長諸浜を始め山陽南海其他塩田一統」の繁栄をもたらす地域振興策として期待された。

市場として想定されたのは中国である。なぜならば、まず第一に「当今開化日新之御時節柄、支那といへども御同盟之条約被為在候御事ニ御座候得者」（三田尻浜請願）とあるように、一八七一年に調印された日清修好条規および通商章程が七三年に批准発効し、日中間の通商関係が成立したからである。また第二に、「支那者東南二海を湛へ候得共、形勢皇国之迫門内之如き所無之、汐之干満少く御座候故、古書之魚塩之利を申候事も御座候へ共、畢竟皇国之北海島同様にて煎潮自由ニ相成兼、唯井塩ニのミ停り候」（同）と、中国の製塩能力が極めて低く見積られており、それゆえに商機が見いだされたからである。

ただし、中国への食塩輸出には制度的障壁が存在した。日清通商章程第二六款は、「大清内地ノ塩ハ大日本人積出ス事ヲ許サズ、大日本ノ塩モ大清ニ積入レ売捌ク事ヲ許サズ、背ク者ハ何レモ掟ニ従ヒ罰スベシ」と、明確に日本産塩の中国

輸出を禁じていたのである。そのため瀬戸内塩業者の食塩輸出運動は、まず同条項の撤廃を目指す対政府交渉という形態をとり、次いでその失敗を受け中国以外のアジア市場開拓へと推移することになる。

（2）対中輸出運動の展開と挫折

一八七四年四月一八日、三田尻浜請願を受けた山口県権令中野梧一は、その内容を「将来物産増殖」「人民進歩之一端」につながるものと高く評価し、内務卿兼理木戸孝允へ採用方を上申した。^⑤これに対し「益全国天造人造ノ諸物産ヲ拡充」すべく勸業政策を始動していた内務省勸業寮（同一月設置）は、内務卿大久保利通に抜擢された勸業権頭河瀬秀治が輸出の前提となる食塩生産能力の調査を命じるなど積極的に反応した。^⑦

他方で、「御条約中輸出入制禁」解除の可能性について内務省からの照会を受けた外務省は、食塩専売制を税制の根幹とする清政府が交渉に応じる可能性は少ないと判断し、むしろ工程改良による生産コストの圧縮を通じた「塩業奨励」を回答した。^⑧当該期の内務省は、佐賀の乱や台湾出兵処理のため大久保が不在であり（二八七四年一月帰国）、勸業事業の実行が停滞するなど政治的力量を減退させていたことが指摘されている。^⑨

しかし、河瀬秀治による塩業調査指令を通じて内務省の政策意図を看取した各浜総代は、翌一八七五年七月に丸亀にて「製塩支那国へ輸出之事」を協議している。^⑩次いで同八月に上海へ渡った末松軍平（山口県佐波郡）が帰国し、上海領事品川忠道より入手した「前年外国ヨリ若干之塩輸入セシ先例モ有之、敢而難出来ト申訳モ無之」「内外務省ヨリ北京公使館へ御照会相成候へハ取謀方モ可有之哉」との情報をもたらした。^⑪末松報告を受けて同一〇月に再度尾道で開催された集會では、所轄県庁への働きかけが議決された。^⑫実際に各浜より飾磨、岡山、広島、山口、香川の各県長官宛に一斉請願が実行されたのは、同月から翌七六年一月にかけてである。^⑬

次いで企画されたのは政権中枢への入説であった。判明するのは①木戸孝允、そして②大久保利通を介した工作である。

まず①についてみると、一八七六年三月の赤穂集会で貞永正甫（三田尻浜）・山根建素（同）・末松軍平と渾大防益三郎・野崎武吉郎が請願委員に選出され東上した。¹⁴末松と渾大防は、木戸と面識を有する貞永と山根の仲介により同四月八日に木戸との面会を果たし、「輸出の志願」が「内務外務等へも不相貫、姑息の論に遮られ」た事情を訴えた。木戸への入説が旧長州藩以来の政治資産を背景とする三田尻浜の主導によることは、「過日來山口県よりも頗に此事の障碍せしを余に告げり」という木戸の言葉からも察することができる。¹⁵

一八七六年三月に参議を辞し内閣顧問となっていた木戸孝允は、「皇国物産減少には実に浩歎之至り」と士族救済の観点から地域振興に強い関心を抱いており、食塩の対中輸出構想に対して「余、為人民、為国、聊其主意の達せんことを尽力せんとす」と前向きな言質を与えた。実際に木戸は、末松・渾大防との面会翌日には河瀬秀治を呼び、側近の野村靖（元外務省権大丞、神奈川県権令）から聴取した「外務姑息論の元凶」「塩浜衰頹、人民困迫の情実」を伝達している。

さらに木戸孝允を介した運動と同時に、木戸と対立関係にあった②大久保利通を通じて外務省の方針転換を促す工作も実施された。すでに一八七五年三月以来、外務省は日清修好条規の修補につき検討を進めていたが、その主眼は犯罪者処分法と税則の一部改訂であった。¹⁷しかし同一一月に清国駐劄特命全權公使に任命された森有礼は、中国到着直後の一二月一五日、外務卿寺島宗則へ水産物を主とする両国特産品の関税免除を交渉すべき旨を上申している。ここで重要なのは、「食塩ハ彼国定制アリテ官弁ニ属スルモノト聞ク、今将サニ彼ト議シ彼此ノ便宜ヲ酌劑シ、我カ官為メニ之ヲ保認シ彼ノ官ニ運囑セシムルカ、或ハ別ニ善便ナル一章程ヲ約定スルモ亦可ナランカ」との一項である。¹⁸

そもそも森有礼の任務は、第一に日朝修好条規の締結へ向けた日中の関係改善、次いで日清修好条規の修補であり、直輸出推進などは想定されていなかった。¹⁹そのため寺島の回答は、「後日詳細ノ来示ヲ得、廟議以テ令スル所アルベシ」と消極的なものであった。しかし森は、翌七六年三月にも「塩類を清国へ輸入する事」を条約で明文化する意向を表明している。²⁰このような森の姿勢は、七五年五月に「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」を、七六年四月に「清国通商拡張ノ儀伺」を

呈出し、日中貿易の促進を「目下難差措ノ急務」として勸業政策の柱に据えた大久保利通の支持を受けていた。²² 大久保は、森が再度食塩輸出への意欲を示した直後の七六年四月一日、寺島へ「支那輸出之禁相解ケ候上ハ内国ノ人民其利益ヲ知り製造高一層増加可致ハ当然」と述べ、「支那御条約中食塩ノカ条御削除」を要請するのである。²³ そこで根拠とされたのは「岡山県以西ノ人民ヨリ歎願」であり、また七四年に内務省が実施した塩業調査の成果であった。

結局外務省は、食塩を中国へ輸出しても「左程国民之困難モ有之間敷」「大ニ国益モ増加可致義ニ有之候」と大きく譲歩し、一八七六年六月に予備調査を品川忠道へ指示した。²⁴ 森有礼の対中交渉は追認されたのである。これを受けた内務省は末松軍平と渾大防益三郎の「江蘇沿海ノ地方経歴、製塩場実地見聞」に財政援助を与え、両者は同二一日に上海へ出発した。²⁵ 瀬戸内塩業者の運動は成功しつつあるかにみえた。

さて品川忠道は、中国在留中の島村久（岡山県士族、一八七七年天津領事館書記一等見習）に杭州・寧波の塩業調査を依頼、上海に到着した末松軍平と渾大防益三郎は島村とともに両淮地方を視察し、七六年九月二〇日に中国を離れた。²⁶ 同十一月に各浜総代へ報告された両者の視察結果と、それに基づき決定された運動方針は次の通りである。

第一に、中国製塩は「甚タ粗ニシテ且ツ少ク、而テ其価又貴シ」、特に「揚子江上流安徽・湖北・江西・湖南等ノ四省」は有望な市場である。一方で第二に政府の専売制度は嚴重で「今政府之レヲ彼レニ謀ルモ一朝其条約ニ至ルヤ否ヤハ知ルヘカラサルニ似タリ」、しかし第三に食塩は「非類ノ貿易物」であり、上海など開港場もしくは食塩を管理する清政府を介した輸出は可能性があるため「至急御照会」を要求する。²⁷ このように自由貿易ではなく清政府の専売網への接続を目指すという戦略は、すでにみた森有礼、また大久保利通の構想——「人民自由貿易之儀御談判難被行候ハ、彼政府之手ヲ経候而モ可然」と同様であり、森交渉の存在を前提とした方針といえる。

かたや外交官である品川忠道の判断は異なっていた。一八七六年一〇月に品川は、中国の専売制度と食塩生産・流通機構は密接に関連しており、専売網を介した輸出は「両淮ノ製塩ヲ求テ禁止セシムルニ類似」であるため、外交交渉が妥結

する可能性はないと報告している。²⁸ 品川の意見は外務省と内務省の判断に大きく影響したと推測される。意思決定過程の詳細は不明であるが、同年末に復命のため上京した末松軍平と渾大防益三郎は、「目今聞届ケ難クトノ指令」を受けたのである。²⁹ 実際に、同一〇月に決裁された「大日本国大清国特約案」には食塩に関する条項は存在しない。食塩輸出へ向けられた動きの中断は、大久保内務省の強大化に対する木戸孝允の反発から勸業寮が勸農寮へと縮小再編されるなど、当該期に勸業政策の推進主体が弱体化していたとの指摘とも符合する。³⁰

その後も末松軍平は大蔵省商務局の保護を受け、食塩その物ではなく加工品たる醤油の販売を上海で試みるが、それも一八七七年四月からの三ヶ月で撤退を余儀なくされた。³¹ 瀬戸内塩業者の運動は完全に挫折したのである。

以上、本章で確認した運動の経緯からは、次の四点を特徴として指摘できる。まず第一に、運動が初発の段階から内務省による勸業政策の始動を的確に把握していた点である。ただし食塩輸出は瀬戸内塩業者の総意ではなく、その実現可能性が高まった一八七六年一月時点でも、「備前岡本組浜十五戸ノ義ハ、支那輸出品兼テ不同意」などと、末松軍平と渾大防益三郎の視察経費分担に同意しない塩浜が存在した点にも留意する必要がある。対外輸出構想は十州塩田の統制強化と密接に関連していたため、同盟を推進する有力塩浜への批判が各浜の足並みを乱すことにもなった。

第二に、当該期の運動は山口県の有力塩浜が主導し、木戸孝允や大久保利通といった政権有司の政治的力量に依拠した点である。木戸とのパイプ役となった貞永正甫と山根建索は三田尻浜の有力自作であり、また防長塩田の指導者秋良貞臣は元長州藩士で維新後は山口県で勸業行政を担当していた。³² その結果、勸業政策への素早い対応が可能となった一方、運動の成否が政府内での政治バランスの変化やそれに伴う政策変更に左右されるという結果を生んだ。

第三に、中国市場の情報収集が開始された点である。末松軍平や渾大防益三郎、また島村久の現地調査を通じて塩務行政の制度や加工品を含む各産地の生産高、租税率など具体的な知識が蓄積されていった。³³ 一方で中国では当時天日製塩が主流であり、燃料を用いた釜煎を必要とする日本の製法とは異なっていた。中国製塩は「甚タ粗ニシテ且ツ少ク」という

観察は表面的なものであったが、末松や渾大防の認識は一八九〇年代まで運動を駆動し、かつ拘束することになる。³⁷⁾

第四に、情報収集に際して岡山出身者を核とするアジア情報人脈が端的に利用された点である。島村久は閑谷学校を再興した山田方谷の門下であり、末松軍平と渾大防益三郎は中国視察に先立ち島村へ中国塩業の調査を依頼していた。³⁸⁾ また八四年に同校を閑谷巖として再々興した西毅一は、貿易研究のため七〇年と七九年に中国へ渡った経験を有するが、その人脈には荒尾精、白岩龍平、福原林平ら日清貿易研究所や東亜同文会関係者が連なっている。³⁹⁾ これらアジア情報に関わる人的ネットワークとの接触が、八〇年代以降の運動の形態と性質を決定するのである。

- ① 一八七四年一月付中野梧一宛武村利右衛門・今井又弥他八名「漢舌を以て申上候事」（外務省外交史料館蔵「外務省記録」㊦㊧㊨㊩「食塩輸出二関シ内務省ヨリ協議一件」、同年七月付石部誠中宛渾大防益三郎・三宅治三郎・野崎武吉郎請願（野崎家文書）別蔵一三―三四
- ② 「明治七年甲戌年七月改輸出必用書類」所収「明治七年製塩輸出入書類帳」、同年同月付播州上灘目浜人連名「製塩輸出之義二付伺」（同上）。
- ③ 「全国製塩産額」（官報）一八八八年一月二日。
- ④ 『煮海』翻刻版七一頁。
- ⑤ 『大日本外交文書』第四卷（日本国際協会、一九三八年）二二九頁。
- ⑥ 一八七四年四月一八日付木戸孝允宛中野梧一上申（前掲註①「食塩輸出二関シ内務省ヨリ協議一件」）。
- ⑦ 一八七四年三月付「勸業寮事務章程」（法規分類大全）第一編官職門内内務省二、七三〇―三三頁。
- ⑧ 一八七四年八月二日付石部誠中宛河瀬秀治照会（前掲註①「明治七年製塩輸出入書類帳」）。
- ⑨ 一八七四年六月付内務大・少丞宛外務大・少丞回答（前掲註①「食塩輸出二関シ内務省ヨリ協議一件」）。
- ⑩ 一八七五年一月付中野梧一宛末松軍平「奉願仕候事」（前掲註①「明治七年製塩輸出入書類帳」、同年付新田義雄宛松田左太郎・松田右三郎・松田亀四郎「清国食塩輸出願」（同上、「末松軍平履歴書」（山口県文書館蔵「県史編纂所史料」一四五））。
- ⑪ 一八七五年一〇月付中野梧一宛末松軍平「奉願仕候事」（前掲註①「明治七年製塩輸出入書類帳」、同年付新田義雄宛松田左太郎・松田右三郎・松田亀四郎「清国食塩輸出願」（同上、「末松軍平履歴書」（山口県文書館蔵「県史編纂所史料」一四五））。
- ⑫ 「製塩清国へ輸出入願立之事件二付今般備後尾道清水半七方へ集会条約書」（前掲註①「明治七年製塩輸出入書類帳」、尾道大会議之節各浜議案写）（『大系』三三―四一頁）。
- ⑬ 一八七五年一〇月付中野梧一宛末松軍平「奉願仕候事」、同一一月二八日付新田義雄宛津島六之進他四名「塩製航通願」、同一一月付高崎五六宛渾大防益三郎・野崎武吉郎「奉再願」、同一一月付（広島県）長官宛森川義雄・頼平格「製塩支那輸出願」、同一二月付森岡昌純宛門脇善吉他二三名「製塩支那国輸出之願」、同年付新田義雄宛松田左太郎・松田右三郎・松田亀四郎「清国食塩輸出願」、一八七六年一月五日付宛先野間一郎他四名「製塩支那国輸出之儀二付上願」（前掲

註①「明治七年製塩輸出入書類帳」。

⑭ 『煮海』 翻刻版七九頁。

⑮ 『木戸孝九日記』 第三卷（日本史籍協会、一九三三年）三一四～一五頁。

⑯ 一八七六年三月二日付横村正直宛木戸孝允書簡（『木戸孝允文書』第六卷、日本史籍協会、一九三〇年、三八七頁）。

⑰ 一八七五年三月二五日付三条実美宛寺島宗則「日清条約ノ議」（大日本外交文書）第九卷、日本国際協会、一九四〇年、四二三～二四頁）。

⑱ 一八七五年一月二五日付寺島宗則宛森有礼上申（同右四三六～三七頁）。

⑲ 一八七五年一月二〇日付森有礼宛寺島宗則訓条（『森有礼全集』第一卷、宣文堂書店、一九七二年、七八二～八三頁）。

⑳ 一八七五年二月二七日起草「駐北京森特命全權公使へ公信案」（前掲註⑰『大日本外交文書』第九卷、四三七頁）。

㉑ 一八七六年三月八日付寺島宗則宛森有礼「日清条約補欠二関スル談判要結ノ旨報告ノ件」（同右四六二頁）。

㉒ 一八七五年五月二四日付大久保利通「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」（国立公文書館蔵「公文録」明治八年第一四八卷「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」、一八七六年四月付大久保利通・大隈重信「清国通商拡張ノ儀同」（『公文録』明治九年第一一三卷。なお中国滞在中の森有

礼は米穀輸出も提案している（一八七六年一月二九日付大久保利通宛森有礼書簡「大久保利通関係文書」第五卷、吉川弘文館、一九七一年、三二二頁）。

㉓ 一八七六年四月一日付寺島宗則宛大久保利通書簡（前掲註①「食塩輸出入関シ内務省ヨリ協議一件」）。

㉔ 一八七六年四月一日付大久保利通宛寺島宗則回答案（同右）。同

一月一日付河瀬秀治宛品川忠道報告（『野崎家文書』別蔵一三三三）。「末松軍平潭大防益三郎清国へ製塩輸出ニ関スル書類」。

⑳ 一八七六年一月一日付河瀬秀治宛品川忠道報告、一八七六年二月二日付河瀬秀治宛末松軍平・潭大防益三郎上申および「帰朝御届」（同右）。「末松軍平潭大防益三郎清国へ製塩輸出ニ関スル書類」。

㉑ 一八七六年一月一日付河瀬秀治宛潭大防益三郎・末松軍平上申、一八七六年一月五日付各浜宛「臨時会同理由書」（同右）。「末松軍平潭大防益三郎清国へ製塩輸出ニ関スル書類」、同一月一日付「製塩輸出之儀ニ付臨時会同条約書」（『大系』五六頁）。

㉒ 前掲註⑳寺島宗則宛大久保利通書簡。

㉓ 前掲註㉒河瀬秀治宛品川忠道報告。

㉔ 一八七六年一月二日付三条実美宛寺島宗則「日清両国土産交互輸入税廃止ノ条約取結ノ儀上申」付属書一「大日本清国特約案一」（前掲註⑰『大日本外交文書』第九卷、四六七～六八頁）。

㉕ 國雄行「内務省における勸商局と勸農局の設置過程」（首都大学東京『人文学報』第四九〇号、二〇一四年）。

㉖ 「清国各港在留日本商人商店開閉年月及營業種類」（町田実一「日清貿易参考表」一八八九年）。

㉗ 一八七六年一月一日付「製塩輸出之儀ニ付臨時会同条約書」（『大系』五六～六〇頁）。

㉘ 白杵華臣「秋良貞臣略伝」（『秋良日誌』翻刻版①）、伊藤昭弘「明治初期山口県における「防長塩田会社」の成立過程」（『社会経済史学』第七〇卷二号、二〇〇四年）。

㉙ 一八七六年九月付島村久「支那塩務概略」『醫園税課概略』（『野崎家文書』第八一～七四「支那塩務概略」）。

㉚ 渡辺惇「清末沿岸諸塩場における製塩技術の転換とその意義」（『東

洋史学論集』山崎先生退官記念会、一九六七年。

③⑧（一八七五）年月日欠島村久宛渾大防益三郎書簡（前掲註①「明治七年製塩輸出入書類帳」）。

③⑨ 吉崎志保子「西穀一の中国への素志」（『関谷学校研究』第一号、一九九七年）、土屋洋「関谷巖から日清貿易研究所へ」（『文化共生学研究』第一六号、二〇一七年）。

二 視園の拡大——一八八〇年代の直輸出運動——

（一） 海外市場情報の流通

中国市場を志向してきた瀬戸内塩業者の運動に変化が生じたのは一八七九年である。舞子浜に集会した防長塩田、伊予多喜浜兼備後尾道三ヶ所、播州上灘目塩田、同赤穂塩田の各代議人が申し合わせた「十州塩田規則」（同七月）には、「支那及び「ウラジラストック」、其外海外へ製塩輸出ノ道ヲ開ク事ニ漸次着手スベシ」と、はじめてウラジオストクが登場する。また同時に議決された「十州塩田勸業会社申合規則」では、第一に「朝鮮及び浦塩斯徳」、次いで「支那地方」が市場として想定されている。^①このように、一八七〇年代末より瀬戸内塩業者の視園は中国からロシア沿海州、そして朝鮮へと拡大するが、その過程では同時期に本格的な流通が始まった海外市場情報との接触が大きな役割を果たしていた。

一八八〇年九月、秋良貞臣らは十ヶ国塩民総代として「塩田勸業会社」の設立を内務卿松方正義に申請した。掲げられたのは、「内ハ以テ営業ヲ研究シ、外ハ以テ外国輸出ニ着手シ、該業百般ヲ掌リ、永続維持ノ基礎ヲ設」けることであつた。^②これに対して内務省勸農局少書記官橋本正人は「即今認可相成難」と難色を示す一方で、「海外ノ塩況及ヒ輸入ノ恐レアルコト」を「諭示」した。輸入品により壊滅した在来産業である「綿糖ノ覆轍」を踏まぬよう、生産コストの圧縮を目的とする工程改良であれば財政援助の用意があることを示唆したのである。^③

結局、一八八一年四月の農商務省設置に伴う政策転換もあり、「塩田勸業会社」の設立申請は却下された。しかし塩業

振興策として工程改良ならば政府支援が得られる可能性が示されたことは無視できない。以降の塩業振興論は、「近來欧米各国ヨリ上品ノ食塩廉価ニ輸入セシヨリ、製塩場日ニ衰頹ヲ醸シ候」といった言説を用いた「外塩」防遏のための工程改良、さらにはそのための政府支援要請という論理で構成されるのである。^④

もちろん輸出構想も放棄されたわけではない。秋良貞臣の場合、一八七九年より「産塩販売ノ道ヲ広張シ、且ツ豪商ノ束縛ニ陥ラサルノ術ヲ振起スル」ため西洋型帆船（四〇〇トン積）の建造を計画しており、実際に八一年五月二二日には「鯉洋丸」を進水させている。秋良によると、すでに瀬戸内十州のうち「帆舞船」を所有する塩浜は六、七箇所におよび、とりわけ赤穂浜と坂出浜は四五〇トン積の船舶を三隻も所有していたという。これらは北海道・奥羽地方をはじめとする国内市場への輸送用であったが、一方で一八七〇〜八〇年代の瀬戸内海沿岸地域では政商資本や大阪資本の汽船会社が進出した結果、在地廻船業者の朝鮮進出が促されたことが指摘される。秋良の所有船も将来的には「三池、其外各地ノ石炭ヲ購求シ、九州大坂朝鮮ニ運送ノ荷物ヲ積ミ、航海利益ヲ得ン」ことが企図されていた。^⑤

また高松の井上甚太郎は、一八八一年に編纂した『支那塩務概略』で「吾人ガ時機ヲ謀リ邦塩ヲ以テ輸出品ノ一トナサントスルノ念慮ハ一日モ断ヘザルナリ」と輸出実行への志願を述べ、中国市場への醤油・味噌販売や、香港への食塩輸出を論じている。^⑥ 同書によると井上は、七六年に島村久がもたらした情報や「印度安南製ノ食塩、支那ノ用塩」見本を農商務省商務局権少書記官小山正武から入手していた。「海外ノ塩況ヲ審カニスル事」を重視した井上は、さらに商務局より「外塩見本、即チ桑港ノ売塩」も得ており、その安価で精良な品質は日本産塩より「数等ノ上」であり「今日ニアリテハ未タ其輸入ヲ見サレトモ、若シ夫ノ砂糖ノ如ク盛ニ我市場ニ進入スルノ時ニ至ラハ、我製塩者ハ将タ如何シテ之レヲ妨カントスルヤ」と危機感を抱いていた。^⑦ 井上は休浜法による生産統制よりも工程改良を重視した代表的な塩業者として知られるが、彼の「外塩」防遏Ⅱ工程改良論と食塩輸出論は海外市場情報の積極的な収集に基づいていたのである。

一八八〇年代初頭は、八〇年二月に興亜会が結成されたように「アジア」への関心が高まった時期にあたる。そもそも

当該期の「アジア」への注目は、七九年の琉球処分をめぐり対峙する日中間の緊張緩和、また貿易収支の悪化を受けた大隈財政下の直輸出振興という政策課題を背景としていた。^⑧一般に「興亜」言説は、「亜細亜ノ土壤ニシテ亜細亜独立政府ガ管領シ毫モ歐洲人ノ干渉ヲ受ケザルモノハ僅ニ日本支那朝鮮等ノ數國ヲ見ルノミ」との現状認識から、中国・朝鮮・日本が「聯合一致」して「歐羅巴ノ蚕食」を防遏するという論理構成をとるが、同時に「国豊ニ民多」く「天然ノ利源」豊富で、かつ「氣質」や「言文」が相近く「土地相近クシテ運輸ノ便」のある「亜細亞洲」は有望な輸出市場と目された。^⑨「興亜」は、「アジア」との通商拡大を訴える言説としても機能したといえる。

実際に、瀬戸内塩業者の指導層は興亜会を結節点とする人と情報のネットワークに参入していた。「はじめに」で触れたように、興亜大阪第二分会の事業は中国や朝鮮をはじめとするアジア諸地域の「政略ノ形勢及ヒ商業ノ事情」の収集発信であった。^⑩野崎武吉郎はその「賛成会員」であり、一八八二年夏の同分会解散後も継続して亜細亜協会（八三年に興亜会より改称）に加入しており、寄附も確認される。^⑪さらに秋良貞臣は八七年に朝鮮・ウラジオストクを視察（後述）した際、大阪協同商會を率いて日朝貿易に従事していた高須謙三（興亜大阪第二分会同盟員）と接触し、情報収集に努めている。^⑫島村久や品川忠道、高崎五六（岡山県令）、杉山岩三郎（岡山商業會議所会頭）も興亜会員であった。^⑬また一八八〇年代には在外公館の収集した経済情報（領事報告）の公開（八一年「通商彙編」創刊）や「官報」創刊（八三年）によりアジア市場情報の流通が促進された。^⑭瀬戸内塩業者の直輸出構想は、このように農商務省や外務省、府県勸業課、興亜会など多様な主体が調査発信した情報と積極的に交わることで、実行段階へと移行するのである。

（2）ロシア沿海州への注目

ロシア沿海州の中心であるウラジオストクには、一八七〇年代半ばより日本商が進出していた。長崎県商人の原田茂吉郎と有田猪之助は七五年四月に同地で商店を開設したが、彼らは長崎からの航路（月一回）を介した日本人在留者が五〇

六〇人を数え、また函館からの来航者も漸次増加傾向にあると報告している。ウラジオストクには外務省の貿易駐在官も七六年以降常駐しており、八一年二月には郵便汽船三菱会社が神戸・釜山・元山・ウラジオストク線を開設（月一回）、八三年には大阪協同商会船も長崎、神戸・ウラジオストク間に就航している。八〇年代半ばの同地は「我北門ノ要港」として「之レニ通商ヲ為スハ勢不可欠ノ場所」と認識されるに至っていた。

ロシア沿海州で食塩は、食用に加えサケやマスの塩蔵用として需要された。すでに一八八一年に開設された横浜貿易商会のウラジオストク支店は食塩を取り扱っていたが、当初日本産塩は「苦ガミ強ク、且ツ泥土混交セルヲ以テ魚類用ニハ不適品」と評価され、苦戦を強いられた。¹⁸しかし、八六年度のウラジオストクの食塩輸入額をみると、首位の日本産塩（三万二四三ルーブル）は二位ドイツ（二万四九〇ルーブル）の二倍以上となっている。¹⁹また、表に示したように、八九年以前において日本産塩の輸出先の五〇〜八〇％はロシア沿海州が占めていた。

他方で、一八八三年度の食塩輸出先はロシアが約八一％に対し、直輸出比率は二一％前後に過ぎない（表）。同年のウラジオストク港への輸入高を取扱い商の国別で見ると、中国商（約二二％）がドイツ商（約四八％）に次ぎ第二位を占め、以下ロシア商（約二〇％）、日本商（約八％）となっている。²⁰すなわち日本産塩輸出の担い手は中国商であった。輸出品として碾茶と食塩を有望視し、「同州ノ商権我掌握ニ帰スルハ無論ニシテ今ヤ既ニ之ヲ計画スルノ時機至レリト信ス」と意欲していた貿易駐在官寺見機一（岡山県士族）は、中国商の活動に対して次のように危機感を示している。

我商人社会ノ尤モ注目ス可キハ支那商人ニシテ、近来彼等ハ専ラ本邦産物ノ販買ニ意ヲ注キ毎長崎ヨリ我米穀、小麦粉、食塩等種々当方適当ノ貨物ヲ輸入スルコト莫大ニシテ、動モスレハ我商權ヲ横奪セントスルノ勢アリ、油断ス可ラサルナリ（²² 傍点引用者、以下同）

表 食塩の輸出先とその推移（1883～1895）

年	①	朝鮮	ロシア	中国②	その他	総計	直輸出 比率③	朝鮮向 比率④	ロシア向 比率⑤
1883	斤	-	721,806	18,488	146,250	886,544	22	-	81
	円	-	3,319	79	693	4,091	20	-	81
1884	斤	590,304	769,110	29,065	11,006	1,399,485	49	42	55
	円	1,948	4,151	147	64	6,310	39	31	66
1885	斤	911,073	1,214,987	9,052	4,372	2,139,484	52	43	57
	円	2,555	6,649	51	30	9,285	39	28	72
1886	斤	6,306,171	916,487	10,516	900	7,234,074	88	87	13
	円	18,276	4,149	51	14	22,490	83	81	18
1887	斤	14,443,237	1,586,148	1,825	11,006	16,042,216	91	90	10
	円	42,466	6,217	8	64	48,755	89	87	13
1888	斤	1,329,075	1,391,713	3,332	-	2,724,120	57	49	51
	円	3,402	5,618	12	-	9,032	47	38	62
1889	斤	1,463,822	1,509,166	64,819	-	3,037,807	79	48	50
	円	5,209	7,881	239	-	13,329	56	39	59
1890	斤	3,234,947	593,117	1,386	2,500	3,831,950	90	84	15
	円	18,310	4,360	10	16	22,696	88	81	19
1891	斤	11,684,448	1,184,570	1,910	-	12,870,928	94	91	9
	円	64,768	7,690	12	-	72,469	93	89	11
1892	斤	14,646,208	2,171,535	12,209	-	16,829,952	94	87	13
	円	70,107	12,182	67	-	82,356	93	85	15
1893	斤	17,013,032	2,155,699	940	-	19,169,671	94	89	11
	円	76,164	10,048	5	-	86,217	94	88	12
1894	斤	12,770,096	3,307,295	15,311	6,750	16,099,452	96	79	21
	円	53,828	14,322	73	25	68,248	96	79	21
1895	斤	20,003,872	4,648,243	29,292	5,625	24,687,032	94	81	19
	円	71,659	25,333	445	27	97,464	92	74	26

註：①各年上段：輸出货量（斤）。ただし小数点以下を四捨五入した（以下同）。

同 下段：元値（円）。

②輸出水産物の塩蔵用名目などで中国商が扱ったものと推測される。

③総計に占める直輸出の比率（％）。

④同じく朝鮮向け輸出の比率（％）。

⑤同じくロシア向け輸出の比率（％）。

出典：大蔵省主税局編『大日本外国貿易年表』各年度。

そのため寺見は領事報告を通じて積極的に情報を発信しており、滋賀県の北前船業者辻寿一郎（大橋宇兵衛江差支店）のように一八八七年四月一九日付『通商報告』号外に触れてウラジオストク貿易参入を検討した事例も確認される。²³

瀬戸内塩業者が一八七九年以来ロシア沿海州に着目した契機は必ずしも明らかではないが、例えば山口県の塩業者が八四年に「該地方熟知ノ人ニ就テ之ヲ糺シ」たうえで「浦塩斯徳ヨリ「シベリヤ」地方製塩販路拡張ノ為メ便宜ヲ以テ輸出」することを決議した事例²⁴、また同年に組織された十州塩田同業会が「シベリヤ及ヒモンゴリヤノ地方ハ古ヘ我カ国ヨリ食塩ヲ輸出セシカトモ、近来ハ専ラ独逸国ヨリ輸入スル由ナレハ、便宜ヲ以テ彼ノ地方ヘ漸次輸出ノ途ヲ開クヘシ」²⁵との目標を掲げた事例からは、彼らが寺見機一の発する情報に接していたことが推測される。事実、秋良貞臣は朝鮮・ウラジオストク視察に際し、出発前の八七年三月一五日に帰国中の寺見を訪問し、「該地輸入食塩ノ実況ヲ尋ネ、又全体貿易ノ景況ヲ聞キ」、かつ「氏カ送ル所ノ該地輸出入表」を根拠に「或ハ己レノ所感ヲ吐キ、或ハ氏カ意見ヲ叩」いている。²⁶

しかし、一八八七年に計画された「有限製塩輸出入会社」では、「朝鮮国釜山・元山津・仁川・京城」が「第一着」とされ、「漸次魯領シベリヤ・モンコリヤ其他各地方へ販路ヲ拡張」となっている。²⁷再度表を確認すると、九〇年以降の食塩輸出は朝鮮向が九〇%以上を占めている。同時に日本商による食塩の直輸出比率（量）も八三〜八五年は五〇%以下であったのが、八八年に約五七%、八九年に約七九%、九〇年以降は九〇%以上を達成している。八〇年代末、ロシア沿海州への食塩直輸出が本格的に始動する直前に、突然朝鮮市場が有力な輸出先として浮上したのである。

（3）朝鮮市場への進出

日朝間の通商関係は、一八七六年の日朝修好条規締結に伴う釜山開港から始まり、開港地は元山（八〇年）、仁川（八三年）と拡大する。朝鮮各港への食塩輸出が確認されるのは八四年からである。釜山港への同年上半年輸出実績はわずかに三七石六斗であったのに対し、下半期には七月の九石五斗から二月の一〇七石二斗へと急伸している。これは前年の

水害で朝鮮国内の塩業地が被災し日本産塩への需要が生じたためとされる。²⁸ 朝鮮市場への日本産塩進出は、偶然の契機により始まったといえる。さらに領事報告によると、八五年と八六年にも永興や文川など有力塩業地を擁する咸鏡道や江原道、慶尚道、全羅道で水害が続き、朝鮮の食塩生産能力は一時的に大きく低下した。²⁹

そのため一八八六年から八七年にかけての朝鮮向け輸出市場では食塩特需が発生した。元山港への輸出実績は、八五年の八五石五斗から八六年には一万二五七〇石へと急増し、うち一万一九七〇石は山口県の平生や三田尻浜産塩であった。³⁰ 釜山港でも同様であり、同年八〇九月から増加した日本産塩輸入の九割は平生・三田尻浜産、残り一割は香川県の坂出浜や岡山県の日比・野崎浜産であった。³¹ 食塩輸出货量も、九一万一〇七三斤（八五年）から六三〇万六一七一斤（八六年）、一四四四万三三三七斤（八七年）へと急増している（表）。八六年度にそれらが通過した税関所在地は、瀬戸内沿岸地域からの輸出入を管轄する下関港が首位（五七八万二三五八斤）、次いで長崎港（二三五万三四八一斤）となっている。³²

しかし、右の特需はあくまで一過性のものであった。すでに一八八七年末には過剰輸出により朝鮮各港では滞貨が発生しており、八八年には「一昨年来本邦ヨリ輸入シテ大ニ圧倒セラレタルヲ恢復セントスルノ氣勢」で朝鮮塩田の復興も進んだ。さらに食習慣や嗜好の差違により朝鮮の消費者間には「矢張り喰慣レタル土産ヲ好ミ本邦産ヲ信セサルノ傾キ」もあり、日本産塩の販路は急速に閉塞していった。同年上半年期の元山港では、三万俵の在庫が蓄積されていたという。³³ その結果、輸出货量は八七年の一四四四万三三三七斤が、八八年には一三二万九〇七五斤へと急落している（表）。

一方で、食塩の輸出促進へ向けた制度的枠組みが形成されたのもこの時期であった。すでに一八八五年、十州塩田同業会は十州塩田組合へと改組され、農商務省の保護監督下に入っていた。³⁴ しかし朝鮮向け輸出の急伸を受けた元山副領事渡辺修は、同組合の発足による生産統制の制度化を「実ニ不得已ノ処置」しつつも、「其販路アルニ於テハ此等ノ制限ヲ解キ充分ニ製塩ノ業ヲ盛ニスルヲ得ヘシ」と判断し、八七年三月に輸出奨励策の検討を上申している。その結果、食塩輸出については八七年七月より輸出関税免除の特例措置がとられることになった。³⁵

このように食塩特需を背景に輸出推進を目指す政策方針のもと、一八八七年に朝鮮・ウラジオストクで市場調査を行ったのが秋良貞臣である。三月二三日、秋良は農商務省水産局属青柳忠一より「朝鮮輸出ノ件ニ付キ次官ヨリノ内示モアレハ、帰県ノ上ハ輸出ノコトニ尽力シ、其準備ヲ用意セヨトノ内命^⑤」を受け、六月一五日から七月二一日にかけてウラジオストクと元山・釜山・仁川を視察した。既述のように秋良は寺見機一や高須謙三より情報を入手し、さらに渡辺修・室田義文（釜山総領事）・鈴木充美（仁川総領事）ら現地外交官、また山本達雄（日本郵船釜山支店、金子弥一（三井物産）、梶山新介（大阪協同商会元山津支店主任）、杉浦久大（貿易商會）ら海運業者や貿易商と接触を重ねている。

その結果秋良貞臣は、「シベリヤ・モンゴリヤノ咽喉」たるウラジオストクに橋頭堡を確保すべくドイツ系有力商社のアルベルス商会 Kunst und Albers との契約に成功した。さらに秋良は、「彼レノ塩田ヲ耕地ニ変換セシムルマテ進入セシ」と朝鮮への輸出拡大に向けた意欲を新たにしている。^⑥ だが、すでに朝鮮市場は飽和状態にあった。しかも「本月（一八八七年一〇月）入港ノ西洋形風帆船五艘モ皆本品ヲ積来リ、居留地内ニ入ヘキ場所ナキ勢ナリ」と日本からの食塩流入はなおも続いており、秋良の他に十州塩田組合の各支部（防長、芸備、播州）からの視察も相次いでいた。^⑦

そのため渡辺修は秋良貞臣に対して各港に荷揚げされた食塩を朝鮮商へ中継ぎする居留地商との連携を提案した。領事として居留地商の利益を保護する立場にあった渡辺は、「塩業者ヨリ直接ニ輸入サル、ニ於テハ幾分カ自己ノ商業ニ妨害アルヲ以テ、自然居留商ト塩業者トノ間ニ軋轢ヲ生シ、互ニ白眼合競買ヲ為スニ至ルベシ」との危惧から、朝鮮市場が「各塩田組合ノ競争場」とならないよう十州塩田組合による輸出統制、そして居留地商との棲み分けを要請するのである。^⑧

これに対して秋良貞臣は、三田尻浜に隣接する宮市出身の大阪協同商会社員で元山に駐在していた梶山新介を介し、瀬戸内塩業者自らが営む一貫した直輸出・売り捌き体制の構築を図っていた。^⑨ 渡辺の要請を拒絶した秋良は、一八八七年八月に開催された十州塩田組合第二回通常会で「朝鮮及浦潮斯德漫遊中見聞スル所ノ塩況ヲ演舌、将来販路ヲ拡張セン事ヲ勧告」し、一月には「有限製塩輸出会社」の設立案を起草している。^⑩ また実際に梶山は同九月に大阪協同商会を退職、

元山で独立開業し「我製塩販路ノ拡張ハ従来小生ガ熱心ナルヲ以、増々之方進歩ヲ企図シ我塩業者諸君ニ満足ヲ呈セントス」との抱負を述べている。梶山の独立は秋良構想の一環と考えてよい。

しかし、輸出会社の設立計画は一八八七年末に十州塩田組合で可決され、組合支部を通じた各浜への株式募集段階に入ったものの、翌八八年四月に至るも積極的な賛同浜を得ることができなかった⁴³。そもそも十州塩田組合は、八七年九月に井上甚太郎ら東讃支部が脱退するなど休浜法をめぐり内部に軋轢を抱えていた。各浜の利害調整機能を欠いていた同組合は九〇年五月には活動を停止し、結局朝鮮への食塩輸出は各浜の自由競争に委ねられることになったのである。

一八九〇年代に入ると朝鮮向け食塩の産地は瀬戸田（広島県）、宇多津・坂出（香川県）・波止浜（愛媛県）と瀬戸内各地域に拡大していく⁴⁴。波止浜の事例をみると、同地の塩田地主・廻船業者であった八木亀三郎らが組織した洪盛社は、九一年に食塩および雑貨の「朝鮮直交易」を開始している⁴⁵。次いで八木はウラジオストクに進出し、九三年にはニコライエフスクを拠点に黒龍江でロシア人との共同漁場を開設、塩蔵魚の日本向け輸出に着手することになる⁴⁶。

本章での検討内容を整理すると次の三点が重要となる。第一に、アジア市場への進出を図る際のまなざしである。一八八四年に上海に東洋学館を開設すべく渡航した杉田定一は、「興亜之事ハ先ツ支那を一蹴し、其胆を奪ひ其地を奪ふに在りと存候」と述べているが、第一章でみたように末松軍平と渾大防益三郎の構想も中国製塩業者の被害を度外視したものであり、むしろ品川忠道の方が外交的配慮に基づくとはいえ加害の可能性を認識していた。食塩輸出運動の問題点は、秋良貞臣の「彼レ〔朝鮮〕ノ塩田ヲ耕地ニ変換セシムルマテ進入セン」という述懐からも看取されるだろう。

第二に、一八八〇年代の運動も基本的に勸業政策への対応を目指していた点である。十州塩業同業会の成立は八四年の同業組合準則に現れた農商務省方針に沿うものであった。「重要物産ノ改良蕃殖ニ関スル農商工業者ノ組合」に適用された同準則は「外商」への対抗を強く意識していたと評価される⁴⁸。当該期に登場した「外塩」防遏論は、一面では農商務省の勸業政策に寄り添うことでその支援獲得を意図したものであった。

他方で第三に、秋良貞臣が元山副領事渡辺修の提案した貿易秩序形成を拒絶したように、一八八〇年代末には政府の政策指導から距離を置いた自立的な輸出体制構築へ向けた動きが登場した点も看過すべきではない。ただし、十州塩田組合が主導し輸出から販売まで一手に産地が掌握しようとした試みは不調に終わり、食塩輸送については従来のように五百井清石衛門ら大阪資本や下津井（岡山県）、麻里府（山口県）など在地の廻船業者が担うこととなる。

このように一八八〇年代に企画された地域主体の直輸出事業が脆弱であったのは、①朝鮮輸出が各浜の競合状態に陥ったように組織力や求心力を欠いていた点、さらに②恒常的な市場調査能力がなお不足していた点に基因する。②については、七七年に朝鮮へ渡った梶山新介のように在留歴の長い在朝日本人との関係構築、また野崎武吉郎の興亜大阪第二分会・亜細亜協会への加入は、そのような能力の涵養へ向けた努力と評価できよう。だが野崎は八八年に亜細亜協会を退会している。その理由は定かではないが、「アジア」に関心を抱く政治家や官僚、実業家間のネットワークを形成した興亜会・亜細亜協会の活動が、八〇年代半ば以降停滞していたのは確かである。①②を解消すべく必要なのは、議会開設後の政治状況に即したかたちで地域利益を代表しうる政治的力量、そして組織的なアジア情報調査能力の獲得であった。

① 一八七九年七月一〇日付「十州塩田規則」、同年付「十州塩田勤業会社申合規則」（『大系』九七頁、一一一頁）。

② 『煮海』 翻刻版二八一～二八二頁。

③ 同右二八九～九〇頁、三〇六頁。

④ 一八八一年九月五日付河野敏謙宛「製塩法改良試験費ノ内へ御下金願」（『煮海』 翻刻版三五七～五八頁）。しかし一方で一八八二年度の食塩輸入実態をみると、イギリス（八一円三九銭）、アメリカ（七九円八五銭）、フランス（一九円二〇銭）に過ぎない（大蔵省関稅局編『明治十五年大日本外国貿易年表』三七～四三頁）。「外塩」の大量流入は未だ現実ではなかった。

⑤ 『煮海』 翻刻版二五九～二六二頁、『秋良日誌』 翻刻版①二五三頁、ま

た木村健二『在朝日本人の社会史』（未來社、一九八九年）特に第二章を参照。なお三田尻浜の国内輸出高（一八七八～八〇年平均）は約三六万石、うち七万二〇〇〇石が九州へ、二八万八〇〇〇石が北海道や奥羽地方へ輸送されていた（『煮海』 翻刻版三二八頁）。北国地方への進出については、落合功『近代塩業と商品流通』（日本経済評論社、二〇一二年）第二章を参照。

⑥ 井上甚太郎編『支那塩務概略』（野崎家文書）第八一～一七四。同書序文は「明治十三年九月一付だが、「此塩務概要調査書ハ余ガ本年六月東上ノ際商務局ニ至リ局長小山正武君ニ就キテ得タル所ニシテ」（一頁）との記述から、小山正武が商務局勤務の農商務省権少書記官（一八八一年五月六日～一月八日）であった八一年の付印と判断で

- きる〔履歴書〕『公文録』明治一四年第二八二卷「官吏進退 小山上武新ノ件」、『改正官員録』明治一四年八月、博公書院、一八八一年一四三丁裏。
- ⑦ 一八八一年三月二〇日付井上甚太郎「十州製塩者総代諸君ニ告ク」〔煮海〕翻刻版三三九～四六頁。
- ⑧ 三谷博「アジア」概念の受容と変容（渡辺浩・朴忠錫編『日韓共同研究叢書11 韓国・日本・西洋』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年）、前掲「はじめに」註⑬拙稿『大阪朝日新聞』と高橋健三。
- ⑨ 「亜細亜今日之大勢」〔朝日新聞』一八八〇年八月一七日、「亜細亞州之貿易ヲ盛ニスルヲ努ムベキ之見込書」〔五代友厚伝記資料』第二卷、東洋経済新報社、一九七二年、一六一～六二頁）。
- ⑩ 「大阪興亜第二分会規則」〔大阪経済大学日本経済史研究所蔵「杉田定一関係文書」七一～七五）。
- ⑪ 「吾会記事」〔興亜会報告』第三一頁、一八八二年八月三〇日）、「紀事」〔亜細亞協會報告』第四篇、一八八三年五月一六日）。参照は「興亜会報告・亜細亞協會報告』第二卷（不二出版、一九九三年）。
- ⑫ 『秋良日誌』翻刻版③三四～三八頁、「遊誌」翻刻版三頁など。高須謙三については、前掲「はじめに」註⑬拙稿「一八八〇年代興亜論の経済構想と朝鮮」も参照。
- ⑬ 一八八〇年七月三〇日調査「興亜会々員姓名録」（前掲註⑪『興亜会報告・亜細亞協會報告』二八頁）。
- ⑭ 高島雅明「領事報告制度の発展と『領事報告』の刊行」（角山栄編『日本領事報告の研究』同文館、一九八六年。なお当該期には、一八七六年の鳥村久報告もメディアを介して流通していたことが確認される〔支那塩務概略』『交詢雑誌』第二五六、二五八号、一八八七年四月、五月）。
- ⑮ 一八七六年一月一九日付瀬脇寿人宛武藤平学「長崎県商原田茂吉郎有田猪之助兩人「ウラジワストーク」ニ於テ懇願致候赴左ニ記ス」〔外務省記録』㊦㊧㊨「露領浦潮港駐劄日本貿易事務官任命更迭雜件」所収「露國浦潮港へ貿易事務シテ瀬脇寿人赴任ノ件」。
- ⑯ 「明治十四年七月乃至十月浦潮港報告」〔御國産商況概略』〔通商彙編』明治一四年・一五年。復刻版①一〇七頁、四三三頁）。
- ⑰ 一八八六年五月二七日付伊藤博文宛松方正義報告（国立公文書館蔵『公文雜纂』明治一九年第三卷「在露領浦潮港橫濱貿易商會支店爲換貸金延滞処分ノ件」）。
- ⑱ 「明治十四年三月乃至六月浦潮港報告」〔御國産商況概略』〔通商彙編』明治一四年・一五年。復刻版①一〇五頁、四三三頁、「浦潮港ニ於ケル本邦産食塩及雜貨類ノ商況」〔通商報告』第一一四号、一八八九年六月一五日。復刻版①七七頁）。
- ⑲ 「明治十九年中露領浦潮港輸出入表」〔通商報告』第三六号、一八八七年九月二八日。復刻版⑧三九四頁）。
- ⑳ 「明治十六年中浦潮港諸商輸入高比較表」〔通商彙編』明治一七年上半年。復刻版卷③二〇一頁）。
- ㉑ 一八八三年五月二四日付井上馨宛寺見機一「悉比亞貿易ニ係ル意見 第一号」〔外務省記録』㊦㊧㊨「外国貿易ニ関スル官民ノ意見書」）。
- ㉒ 「十九年六月十七日在浦潮港帝國事務館報告」〔通商彙編』明治一九年。復刻版⑥二五六頁）。
- ㉓ 一八八七年二月三〇日付辻寿一郎「露領浦潮港通商之儀ニ附質問願」〔外務省記録』㊦㊧㊨「露領浦潮港トノ通商ニ関スル事項取調方北海道辻寿次郎ヨリ出願一件」）。
- ㉔ 一八八四年三月一七日付「講習會決議録」〔煮海』翻刻版四八一頁）。
- ㉕ 一八八四年七月付「十州塩田同業會細則」〔大系』一八五頁）。

- ②6 『煮海』 翻刻版八六五頁、「秋良日誌」 翻刻版③三二頁。
- ②7 一八八七年二月付「有限製塩輸出会社定款草按」(『大系』三九八頁)。
- ②8 「自一月至六月上半季朝鮮国釜山港輸出入表」(自七月至十二月朝鮮国釜山港日本産物備表) (『通商彙編』明治七年上半季、同下半季。復刻版③二二五頁、④二九四頁、一八九三年九月二日付林董宛室田義文報告(『外務省記録』B.5.5.8.23「朝鮮国ニ於ケル輸入食塩ニ関スル調査方香川県知事ヨリ依頼一件」)。
- ②9 前掲註②8林董宛室田義文報告。
- ③0 一八八七年二月二七日付渡辺修「日本塩輸入ノ状況並意見報告」(『外務省記録』B.5.5.8.23「本邦産食塩朝鮮国へ輸入ノ景況取調方農商務省ヨリ依頼一件」)。
- ③1 一八八七年一月付「日本食塩輸入ノ景況」(前掲註②8「朝鮮国ニ於ケル輸入食塩ニ関スル調査方香川県知事ヨリ依頼一件」)。
- ③2 「明治十九年食塩各港輸出額」(国立公文書館蔵『公文類聚』第一一編二六卷「食塩無税輸出ヲ許ス」)。
- ③3 「朝鮮国元山港商況」(明治廿年下半季間朝鮮国仁川港商況)「朝鮮国元山港一月中商況」(『通商報告』第四七号、五五、五九号、一八八七年一月二七日、一八八八年三月九日、同月九日。復刻版⑨六一頁、二五三頁、三四五頁)。「朝鮮国元山港食塩ノ景況」(朝鮮国仁川港(五月中)商況)「元山港(七月中)商況」(朝鮮国元山港食塩ノ景況) (『通商報告』第六七、七八、八〇、八六号、一八八八年六月六日、八月三〇日、九月一七日、十一月五日。復刻版卷⑩二頁、二五七頁、三〇三頁、四七七〜七八頁)。
- ③4 一八八五年八月三日付三条実美宛西郷従道「十州塩田組合取締方達之義ニ付御届」(『公文録』明治一八年第一〇四卷「山陽南海十州塩田組合取締方達ノ件」)。
- ③5 一八八七年三月八日付青木周蔵宛渡辺修「日本食塩販路拡張ノ義ニ付意見」(前掲註③0「本邦産食塩朝鮮国へ輸入ノ景況取調方農商務省ヨリ依頼一件」)、同年三月一〇日付井上馨宛渡辺修「朝鮮へ輸出スル食塩ニ対シ輸出税免除ノ件」(『外務省記録』B.5.5.8.23「日本食塩無税輸出ノ件」)、一八八七年五月二三日付勅令第一五号(『官報』一八八七年五月二四日)。
- ③6 『煮海』 翻刻版八六六頁。
- ③7 『遊誌』 翻刻版八頁、一八頁、二七頁。
- ③8 一八八七年八月三日付渡辺修「日本食塩販路上ノ注意」(前掲註③0「本邦産食塩朝鮮国へ輸入ノ景況取調方農商務省ヨリ依頼一件」)、「朝鮮国元山港商況」(『通商報告』第四七号、一八八七年一月二七日。復刻版⑨六一頁)。
- ③9 同右「日本食塩販路上ノ注意」、『遊誌』 翻刻版二二頁。
- ④0 『遊誌』 翻刻版二二頁、二七頁、二九頁。実際に領事報告は「我商估ハ将来ニ見込アルモノトナシ、本品ヲ貯蔵スル為メ倉庫ノ新築ヲ図ル者今已ニ三四人アリ」と報じている(『朝鮮国元山港八月中ノ商況』『通商報告』第三八号、一八八七年一月二二日。復刻版⑧四七七頁)。
- ④1 『秋良日誌』 翻刻版③四一頁、前掲註②7「有限製塩輸出会社定款草按」。
- ④2 『朝日新聞』 一八八七年九月一三日および同二四日付広告欄。
- ④3 『秋良日誌』 翻刻版③四八頁、一八八七年二月四日付「申合」(『大系』四一五〜一六頁)、一八八七年二月二日付「食塩輸出会社創立ニ係ル申合決議書」(山口県文書館蔵「小田家文書(柳井市金屋)」六六六)。
- ④4 一八九三年八月一〇日付林董宛中川順次郎「朝鮮国需要食塩報告」(『外務省記録』B.5.5.8.23「朝鮮国ニ於ケル輸入食塩ニ関スル調査

方香川県知事ヨリ依頼一件」。

④5 「外国直輸出の計画」 「洪盛社」 「洪盛社の試運転」 「洪盛社の第一回朝鮮航」 「第五洪盛丸の遭難」 「第五洪盛丸の帰港」 《海南新聞》 一八九一年二月七日、六月一〇日、同一日、九月一九日、一〇月四日、一八九二年一月一四日。

④6 一八九三年一月一七日付八木亀三郎「願書」（個人蔵）、一九〇五年七月二五日付桂太郎宛八木亀三郎「日露戦争ニ付損害御届」（外務省記録）5-217-02101 「日露戦役個人損害関係法律並ニ勅令ニ基ク救恤金関係雜件」第一〇巻。

④7 一八八三年一〇月四日付草間時福宛杉田定一書簡（家近良樹・飯塚一幸編『杉田定一関係文書史料集』第二巻、大阪経済大学日本経済史

研究所、二〇一三年、一七一〜一七二頁）。

④8 一八八四年一月二九日付農商務省第三七号達「同業組合準則」 《法令全書》 明治一七年、内閣官報局、一六〇〜一六二頁、一八八五年八月八日付農商務省第三五号達《法令全書》 明治一八年、八七七頁、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』（名古屋大学出版会、二〇〇〇年） 八一頁。

④9 農商務省水産局編『明治三一年調査 輸出入重要品要覧 食塩』（有斐閣、一八九八年） 二七〜三二頁。

⑤0 一八八八年五月一〇日付亜細亜協会宛野崎武吉郎書簡（太田健一「日清貿易研究所覚書」『倉敷市史紀要 倉敷の歴史』第九号、一九九九年に翻刻）。

三 文明言説との邂逅——一八九〇年代の直輸出運動——

(1) 対中輸出論の再活性化

瀬戸内塩業者が朝鮮とロシア沿海州への進出を開始した一八八〇年代末から九〇年代前半は、知識青年たちのあいだでナシヨナリティーをめぐる考察が深まり、同時に自己を圍繞する他者たる「アジア」への関心が高まった時期と重なる。日清戦争を契機に再開された瀬戸内塩業者の対中輸出運動は、その過程で「東洋」や「アジア」を主体とする文明観と触れあうことになるが、本節ではその前提として当該期の中国輸出論の特徴を確認しておこう。

一八九一年に政教社同人の菊池熊太郎が発表した「水産国としての日本」^①は、実業の観点から日中関係の将来像を描いている。基本認識は以下の如くである。近い将来、中国が「世界の最大勢力として北米合衆国と並び称せらるゝの日」がくるのは確実である。「東洋民種の精華を維持し、其秀粹を發揚」することを国民的使命とする日本は、「支那と相並びて

東洋列国の牛耳を握り、亜細亜の東端に蒙古人種の覇を開くためにも中国と「相對峙する所以の壯図」を必要とする。しかし、中国は「国富の点に於ては遙に我れの上」にあるため「国内の生産力」による対抗は不可能である。そのため「我れは当に精神の力を鼓舞して彼れに角するの實力を養成」しなくてはならない。さらに当該期におけるアジア論の活性化は九一年のシベリア鉄道着工を契機としていたが、菊池もシベリア鉄道および東清鉄道によるロシア沿海州の經濟發展が中国市場に波及するという見通しを抱いていた。

このように菊池熊太郎は、天津条約体制下において東アジアの主導権を握っていた中国の經濟的實力を認めたくらんで、「将来愈支那と世界各邦との間に發達長成すべき商業の實權を掌握」するため「海運の擴張」「海外商業の擴張」を提案する。その手段は中国への「水産物輸出」を主とする「外国貿易」の振興である。「建国以来二千數百年、日本国の元氣を發揚し、日本國民の靈質を助長せし物件的資料」として水産物に注目し、生産地の經濟振興を通じて国力の底上げを図るべく、水産物を「今後國産の一として大に國家の富源を増大するの氣運」を高めようというのである。

水産物輸出を通じた「国粹」^①「東洋民種の精華」發揚という菊池の發想は、その基盤を水産業者と共有していた。大日本水産會幹事長村田保は、一八九一年四月の同會第九回大集會演説や同七月の總理大臣松方正義宛意見書において、「國家ノ命脈ヲ維持スベキ物産」たる水産物への注目と中国市場への進出を促している。その背景には貿易収支の改善により近代日本初の資本主義恐慌である一八九〇年恐慌に対処するという問題意識が存在したが、当時例えばマッチの輸出が増加するなかで、近世以来の中国市場向け輸出品である水産物は輸出高に占める割合を低下させていた。^②水産物輸出には伸びしろが期待されたのである。水産物の範疇には食塩も含まれており、九三年に農商務大臣の管轄下に設置された水産調査所の所管事務には、「水産物販路ノ調査」などととも「製塩ノ調査及試験」が盛り込まれていた。^④

彼ら実業家や生産者によるアジア市場への注目、そしてアジア情報への需要拡大に対応した集団が、一八九一年に結成された東邦協會であった。同會の幹部で「東方策士」と称された稲垣滿次郎は、同年に刊行した『東方策』にはじまる一

連の著作において実業振興による地域の経済発展を通じた「一国の一致協合」を論じるなど、「実業者」を言論対象として明確に意識していた。とりわけ九一〜九二年段階の同会が注力したのはロシア沿海州に関する情報発信であり、機関誌『東邦協会報告』には同地の地理歴史や政情に関するレポートをはじめ、委嘱通信員による「浦潮港通信」、またオホーツク海漁業を試みた地方会員の報告書など多様で具体的な情報が掲載されている。

瀬戸内塩業者の側も東邦協会の活動を注視していた。同会には一八九二年に八木亀三郎の入会が確認されるのをはじめ、後述するように大日本塩業同盟会による対中食塩輸出運動の過程では東邦協会も入説対象とされた。また輸出運動の一環として九五年に刊行された鷹取田一郎『食塩政略』（後述）にも『東方策』の影響は如実に見てとれる。彼らは九〇年代前半のアジア論の動向を受けとめ、その成果を吸収していたのである。

さらには、叙上の趨勢を背景として設立された中国調査機関への接近も試みられた。野崎武吉郎の白岩龍平支援である。野崎は楽善堂の出版物——法思徳『富国策』（二八八一年）や岸田吟香『清国地誌』（八二年）を岸田より直接入手するなど中国情報の収集を継続していた。^⑥ そのような野崎のもとに九〇年六月五日、岡山県英田郡讃甘村出身の青年白岩が訪れた。同年より東京の荒尾精方に寄留していた白岩は、日清貿易研究所（同九月二〇日上海にて開所）への入学にあたり身元保証と資金援助を野崎へ依頼したのである。^⑦

一八八九年に設立事務所を構えた日清貿易研究所は「速成ノ目的ヲ以テ日清貿易ニ関スル必用ノ教育ヲ授ケ日清貿易商ニ適当セル技倆ヲ具ヘシムル為メ生徒ヲ養成スル」ことを目的とした教育機関であり、日清貿易商会とともに荒尾精の組織的な中国調査構想の拠点であった。日清貿易研究所の第一期学生（修業年限三年）として上海に渡った白岩は、日清貿易商会が作成した調査レポート類を野崎へ送付しており、また野崎家には九二年に日清貿易研究所が編纂した『清国通商綜覧 一名日清貿易必携』も所蔵されている。白岩への修学援助は、日中貿易の実権を中国商より奪取し「自由自在ニ物貨運輸シ進テ支那ニ向テ大販路ヲ開ク」^⑧ べく中国語に長けた人材を確保するとともに、間接的には日清貿易研究所が調査

収集する市場情報への接触を意図したものと評価できる。

ただし、一八九〇年代前半に瀬戸内塩業者が実際に注力したのは朝鮮やロシア沿海州市場への進出であり、対中輸出の実行は日程に上っていないかった。潮目が変わったのは、日清戦争により東アジア秩序が動揺した九四年下半期である。

(2) 大日本塩業同盟会の食塩輸出運動

日清開戦後の一八九四年一月一日、巖島で開催された「塩業者懇話会」で、「日清新条約ノ締結ニ際シ、我国産ノ食塩ヲ清国へ輸出ノ道ヲ開クヲ以テ目的」とする大日本塩業同盟会の設立が決議された。^⑪ 同会事務所が当初三田尻塩田大会所に置かれ、常務委員に秋良貞臣、委員に野崎武吉郎や鎌田勝太郎（坂出浜、香川県第三区選出衆議院議員、改進黨）ら有力塩田地主一〇人が選出された点は従来の運動組織と連続するが、その運動形態は次の三点で画期性を有していた。まず第一に、「本会ハ全国塩田所有者及製塩業者ヲ以テ組織ス」（規約第三条）とされたように、瀬戸内海沿岸地域に限らず全国塩業者の糾合が目指された点である。同会は一府三二県に加盟を呼びかけており、兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛をはじめ神奈川・石川・熊本の各県に分布していた会員数は九五年三月時点で八五八人を数えた。^⑫

第二は特別会員枠を設け、「両院議員・東邦協会員・水産会員・日清協会員及貿易家等ヲ始メ其他朝野ノ有力家」の取りこみを図った点である。このように広範な地域や集団と連携した「塩業家外ノ有志家貿易家ニ同意ヲ表セシムルノ運動」が必要とされた背景には、中国への食塩輸出を「国利の実業問題」として表象することで「務メテ政党問題ノ範圍ニ入ルコトヲ避ケ以テ政略的ノ反対運動ヲ免ル、事」、それにより「輿論ノ反抗ヲ防キ国民ノ感情ヲ害セサルコト」との判断があった。なお特別会員には、近衛篤麿、関博直（子爵、貴族院議員）、荒尾精、渾大防益三郎らの名前が確認される。^⑬

第三は、国内需要を満たしたうえで食塩輸出が可能でありかつ必要であることを「広く朝野官民ニ確信セシムル」ため、「全国ノ重ナル雑誌及新聞紙」を利用した輿論の支持調達を狙った点である。一八九五年二月一四日に食塩の対中輸出を

求める建議案（後述）が貴衆両院で可決された際には、功労者として『国会』『中外商業新報』『自由新聞』『時事新報』『毎日新聞』『中央新聞』『国民新聞』『東京日日新聞』『日本』『朝野新聞』『東京朝日新聞』といった東京諸紙の記者ならびに内外通信社の坪屋善四郎が大日本塩業同盟会主催の宴席に招かれている。¹⁴

右に掲げた三点は、大日本塩業同盟会が帝国議会成立後における地方利益の要求形式とその実現のための運動方法を意識していたことを物語る。とりわけ運動の柱となったのは、野崎武吉郎と貴族院議長近衛篤磨の関係である。一八九〇年六月に岡山県選出の貴族院多額納税者議員となった野崎は、当初無所属であったが、九三年末に召集された第五議会から生産者の経済的擁護等を主張する懇話会に加盟し、同会派と提携していた三曜会を率いる近衛と密接な関係を築いていた。¹⁵以下、近衛との接点を軸に同盟会を主体とする運動の推移を整理しよう。

まず野崎武吉郎は、一八九四年一月に食塩輸出の必要性を説くパンフレット「清国食塩の現況を叙して我国食塩輸出の必要を述ぶ」を居住地味野村で印刷している。¹⁶これは塩業者へ向けた情宣用と推測されるが、重要なのは同パンフレットに掲載された論文が、「大日本塩業同盟会規約」などととも近衛篤磨の言論機関である雑誌『精神』第四卷七号（四年二月五日発行）に掲載されたことである。

そもそも『精神』は、一月一日付社説で「平和条約の結果をして、東洋に於る政治的経済的覇権を我国に掌握せんことを望む」として、講和条約試案第四条に「清国政府をして製塩の専売を停めしむること」を特記していた。¹⁷掲載のタイミングからみて野崎から近衛への働きかけが存在したと考えてよい。現存する近衛の日記は九五年二月一九日以降のためそれ以前の詳細は不明であるが、野崎は同四月一九日に精神社（『精神』発行所）へ一五〇〇円を提供している。¹⁸

次いで大日本塩業同盟会は、一八九五年二月一日に貴衆両院への建議案提出を決定、同九日には近衛篤磨と野崎武吉郎らの主唱により華族会館に貴族院議員四四人を集めた「内外塩況」説明会が開催された。¹⁹出席者の所属会派をみると、近衛系の三曜会六人・懇話会一〇人を中心に研究会九人、茶話会三人、多額納税者議員を核とする無所属議員一六人と、会

派横断的な動員が図られた形跡が看取される。同一二日に第八議會貴族院へ提出された「食塩ヲ清国ニ輸出スルノ建議案」は野崎武吉郎と村田保ら八人を發議者、七七人を賛成者としたが、その内訳は懇話会二人、研究会二人、三曜会一人、茶話会六人、無所属二四人であり、ここでも各会派の横断的構成となつてゐることが確認される。²⁰⁾

貴族院工作が重視されたのは、「国民」の支持調達を意図した大日本食塩同盟会が食塩輸出を「国利の実業問題」として問題化し、そのためにもつとめて「政党問題」化の回避を図つたためと考えられる。貴族院、なかでも近衛篤磨を領袖とする対外硬派は、一八九九年九月の府県會議員選挙を画期として政党が地域社会に浸透する前段階において、瀬戸内十州など特定産業に関わる広域の地方利害を国政レベルで体现しうる政治勢力として期待が寄せられたのである。²¹⁾

右建議案は、日清戦争という「千載一遇ノ機」に食塩輸出を実現すべく、「時機ヲ失ハス彼国食塩ノ情況ヲ調査シ之カ輸出ノ道ヲ開カレムコトヲ建議」するものであつた。二月一四日の本會議では、通商条約の性格を帯びる要求を戦時中に議會が建議することの是非をめぐり異論も提出されたが、議長席を降りた近衛篤磨の積極的な介入もあり過半数の賛成で可決された。同日衆議院本會議にかけられた「清国ニ向ヒ食塩輸出ノ建議案」(鎌田勝太郎他八名提出)も大多数の賛成で通過し、結果として農商務省は、技師奥健三および囑託員井上甚太郎の遼東半島派遣を決定した。

近衛篤磨は、その後も四月一四日より大阪で開催された大日本塩業同盟会大会で演説し、また最終的には謝絶するもの同会会長に推挙されるなど運動と関わり続ける。²²⁾しかし、近衛が同演説で「総テ事柄ト云フモノハ兎角予算通りニ八行カナイモノデアリマス」と「蹉跌」への覚悟と運動継続の必要性を訴えていたように、同一七日に締結された日清講和条約には食塩輸出に関する条項は含まれていなかった。さらに遼東半島の塩業視察は、天日製塩による中国の食塩生産は「製法簡易、生産費低廉」であり日本産塩の市場競争力は弱いという、事実には適合するが「予想外」の調査結果をもたらし、日清戦争に乗じた輸出実現を企図した同盟会の運動は、その前提から覆されたのである。

そのため大日本食塩同盟会は、「内ハ塩質ノ改善生産費ノ低減ヲ謀リ以テ維持進捗ノ策ヲ講シ、外ハ支那本部ノ調査ヲ

完全ニシ、延キテ印度濠洲欧米等ノ塩況ヲ調査シ、彼此参酌以テ輸出ノ道ヲ開カムコトヲ要ス」と判断し、一八九五年八月一七日の臨時総会で解散、瀬戸内塩業者は大日本塩業協会（九六年三月二九日発会式）の組織化を目指すことになる。²⁶⁾

（3）食塩輸出による「支那文明」復興

右のように推移した大日本食塩同盟会の運動について、その特徴と問題点を明確にするため、大阪の書肆青木嵩山堂から一八九五年一月一九日に出版された鷹取田一郎『食塩政略』を検討してみよう。

明治二（一八六九）年に備前国和气郡香登西村で生まれた鷹取は西毅一の門下であり、閑谷黌での同窓には「東方問題に着目する」福原林平（日清貿易研究所第一期卒業生）らがいいた（同書「序言」二頁）。鷹取は八六年に上京し二松学舎で三島中洲に師事、自由民権運動に参加した後に保安条例の適用を受け帰郷、当時は『中国民報』記者であった。

『食塩政略』の特徴は、まず第一に同書が野崎武吉郎・渾大防益三郎・白岩龍平へ捧げられ、近衛篤磨による題字、村田保と直原守次郎（岡山県第七区選出衆議院議員、自由党）の序、手嶋知徳（野崎側近、のち大日本塩業協会幹事）の跋で彩られた点から明らかのように、大日本塩業同盟会による広報活動の一環として刊行されたことである。

第二に、食塩輸出論を稲垣満次郎が提唱したアジア論の枠組みのなかに位置づけたことである。同書はシベリア鉄道やニカラグア運河といった世界大のインフラ整備によつて「東洋の文明」が「攪破剔扶」されればアジア地域の「農工商業の発達」は「直に亜米利加を凌駕する者あるに至らんこと必然なり」（四四頁）と論じ、食塩の販路を経済発展が想定される中国、朝鮮、満州、蒙古、ウラジオストクに求めている（三九〜四一頁）。

第三は、「東洋」「アジア」を主体とする文明言説を用いて食塩輸出論を正当化したことである。同書は「支那文明を開発するの端緒」として食塩専売制の廃止と日本産塩輸出の自由化、五〇年を期限とする食塩管理権の委譲（九〇頁、一二六〜二七頁）といった諸要求を講和条件として提示している（一一二頁）。このように、日本の主導により苛斂な中国塩政

を改革することで「支那ノ人心」「東洋ノ覇権」をともに掌握するという論理は、「東洋の新文明国」たる日本が「古来文明の資に富みたる」中国の「文化を啓発」するという日清戦争観に基づいていた(四七頁、一一〇頁、一一八頁)。

日清戦争を、「文明」と「野蛮」の戦いではなく日本による中国「文明」の復興、ひいては「東洋」の「文明」復興へ向けた道程と位置づける議論の枠組みは、すでに『大阪朝日新聞』主筆で東邦協会幹部の高橋健三が提示していた。高橋の日清戦争論は、日本の「東洋の大局に於ける任務」を「後進諸邦を提撕誘掖し、若くは支那の文明を扶植して、之を日新の域に躋せ、合縦の大勢を造りて、衝を西方に抗するの大経綸を行ふ」^①点に定めた「東亜同盟」構想の一環である。高橋は日清戦争の意義を、歴史上中国の「文明に負ふ所多き」日本が「夷狄の支那」を打倒し「文化の支那」を回復することで「東洋の文運」を進め世界人類の発展に寄与するという国民的使命感を用いて論じている。^②

このようなアジア認識を下敷きに食塩輸出論の理論化を図った鷹取田一郎は、その過程でそれを支える文明観も受容したといえる。食塩輸出を「国利の実業問題」として「国民」の支持調達を図るうえで、国民的使命感と結合した文明観は適格的でもあった。そして『食塩政略』に表象された大日本塩業同盟の食塩輸出論は、「東洋」や「アジア」を主体として捉える文明観の限界も示している。なぜならば、日清戦争に乗じた食塩輸出という主張は、鷹取をはじめ秋良貞臣、野崎武吉郎、鎌田勝太郎ら同盟の主導者自身が明確に認識していたように、^③中国に政治経済構造の改変を強要するという内実において、イギリスによるアヘン輸出と選ぶところがないからである。「東洋の新文明国」たる日本が、食塩輸出を通じて「古来文明の資に富みたる」中国の「文化を啓発」するという主体的文明観念は、軍事力を背景としたアジア地域への経済的進出を正当化する機能を果たしたのである。

- ① 菊池熊太郎「水産国としての日本」(『日本人』第七〇号、七一号、一九一一年三月三十一日、四月七日)。
- ② 「水産拡張の方法」「海産輸出奨励意見付松方伯ノ応答」(『大日本水産会報告』第一一一号、一九一一年七月)。なお同様の主張は瀬戸内海沿岸地域でも展開されていた(「我が邦は海産物を以て一大輸出品と為さるべからず」『海南新聞』一九一一年五月七日)。

- ③ 高村直助「産業革命の進展」（『日本歴史大系』第四卷、山川出版社、一九八七年）。
- ④ 一八九三年三月一八日付「水産調査所官制制定ノ件」（『公文類聚』第一七編第二卷「水産調査所官制ヲ定ム」）。
- ⑤ 「会員姓名」（『東邦協会報告』第二号、一八九二年五月、一九〇五年九月付八木亀三郎書簡（個人蔵））。
- ⑥ 一八八五年九月二六日付岸田吟香宛野崎武吉郎書簡（前掲第二章註50太田健一「日清貿易研究所覚書」に翻刻）、『楽善堂書房告白』（『東京日日新聞』一八八四年七月八日）。
- ⑦ 『売用日記』明治三年六月五日条、同六日条（『野崎家文書』特四一—二五）。
- ⑧ 一八八九年六月付「日清貿易研究所規則」（『野崎家文書』引出し二—一二）明治二十三年日清貿易二関スル書類）。
- ⑨ 「清国輸出一覽表」（『日清条約各港輸出一覽表』（同右））。
- ⑩ 「日清貿易商會創立旨意」（同右）。例えば渾大防益三郎へ日清貿易研究所入学のための援助を依頼した林友治郎は、「修業中ト雖トモ、時々怠ラス清国ノ商業上社会上其他如何ナル事ニテモ御使令通り迅速報知スベキ事」との条件を提示している（一八九〇年九月二日付渾大防益三郎宛林友治郎書簡、前掲第二章註50太田健一「日清貿易研究所覚書」に翻刻）。
- ⑪ 一八九四年一月一八日付「大日本塩業同盟会規約」（『大日本塩業同盟会申合決議書』（『野崎家文書』第一八一—三）大日本塩業同盟会契約並に決議書。『大系』六一五—一九頁）。
- ⑫ 「大日本塩業同盟会報告書」（『野崎家文書』第一八一—二）報告書。『大系』六四五—六三三頁）。
- ⑬⑭ 同右、「大日本塩業同盟会委員會議事摘要録」（『大系』六三五—四二頁）。以下、運動の経緯は同史料に拠る。
- ⑮ 酒田正敏編『貴族院会派一覽』（日本近代史料研究会、一九七四年）二四頁、小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、二〇〇二年）一六〇—六一頁。
- ⑯ 野崎武吉郎「清国食塩の現況を叙して我国食塩輸出の必要を述べ」（『野崎家文書』第八一—〇五）。
- ⑰ 「平和条約と通商政策」（『精神』第四卷五号、一八九四年二月）。
- ⑱ 「近衛日記」②四七頁、五五頁。
- ⑲ 前掲註⑫「大日本塩業同盟会報告書」。
- ⑳ 「第八回帝國議會貴族院議事速記録第二十四号」（帝國議會貴族院議事速記録」第九卷、東京大学出版会、一九七九年、三一四—一九頁）。
- ㉑ 当該期における地域社会への政党勢力の浸透については、飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』（吉川弘文館、二〇一七年）第三章が京都府を事例に再検討を試みている。
- ㉒ 「第八回帝國議會衆議院議事速記録第三十一号」（帝國議會衆議院議事速記録」第九卷、東京大学出版会、一九七九年、五二四—二八頁）。
- ㉓ 『近衛日記』①二七頁。
- ㉔ 「近衛侯爵ノ演説」（一八九五年四月二八日付「大日本塩業同盟会決議録附演説筆記」（『野崎家文書』第八一—四一）。「大系』六七七—七九頁）。
- ㉕ 野崎武吉郎・鎌田勝太郎「政府の遼東塩業調査に依て更に意見を述べ」（『精神』第六六号、一八九五年九月）。
- ㉖ 同右、「大日本塩業協会創立ノ顛末」（『大日本塩業協会会報』第一号、一八九六年三月）。
- ㉗ 「朝鮮問題と条約改正及清国との関係」（『対清事件に処するの道』（『大阪朝日新聞』一八九四年七月二日、一〇月一日）。高橋健三

の日清戦争論は、前掲「はじめに」註⑬拙著『明治日本の国粋主義思想とアジア』第三章を参照。

⑳ 大日本塩業同盟会が政府に提出した請願書では、「我カ食塩輸入ノ事ハ夫ノ強テ烟毒ヲ輸入シ而シテ四億ノ民衆カ財産ヲ減ホシ生命ヲ奪ヒ敢テ恠マサル者ト其差果シテ幾許ソヤ」とアヘン貿易と比較したう

えて、食塩輸出が中国に与える好影響が力説されている（前掲註⑬「大日本塩業同盟会委員会議事摘要録」。また鷹取田一郎も『食塩政略』に第八章「鴉片貿易と食塩貿易」を設け、食塩輸出がもたらす中国への「恩沢」を一四頁にわたり陳弁している。

おわりに

以上本稿では、瀬戸内塩業者による運動の帰趨をアジア主義団体との関係に留意しつつ跡づけることで、一九世紀後半の日本社会における文明観流通の社会経済的背景を検討してきた。明らかにしたこと的位置づけを改めて確認したい。

まず運動の展開過程をアジア情報の流通回路と重ね合わせると、以下の見取り図を描くことができる。すなわち一八七〇年代後半の瀬戸内塩業者は、幕末維新时期以来の政治的資産を有する三田尻浜を介して木戸孝允や大久保利通と接触し、折りから始動した勸業政策に対応して中国への食塩直輸出実現を図った。その過程では瀬戸内出身者の人脈を介した市場調査も試みられたが、一方で語学をはじめとする専門的能力が不足していたため情報の精度は一定のレベルに留まった。

中国や朝鮮との通商関係の活性化を背景に「アジア」への関心が全国的に高まった一八八〇年代には、瀬戸内塩業者は政府発の海外市場情報に接するとともに、興亜会・亜細亜協会を核とする官僚や実業家のアジア情報網に参入することで市場調査能力を涵養しようとした。当該期新たに視野に収められたロシア沿海州や朝鮮市場への食塩輸出は、そのような情報により駆動された。また運動方針は基本的に勸業政策に追従したが、対朝鮮輸出が本格化した八〇年代末には政策意図を越えて食塩生産地による直輸出と現地販売網の掌握も図られた。

一八九〇年代に入ると、実業家や生産者のアジア情報需要の拡大に対応して東邦協会や日清貿易研究所が専門的な学知に基づく市場調査を開始する。瀬戸内塩業者はそれら諸集団を介して情報を吸収する一方で、日清戦争を契機とする対中

輸出運動の再開にあたっては、府県をまたぐ塩業地の利益要求を帝国議会へ媒介する政治勢力として近衛篤磨への接近を図った。近衛を領袖とする対外硬派は、政党とは異なる回路から彼らの輿論を代弁する機能を有していたと考えられる。^①

次にアジア認識と文明観の關係についてみれば、地域振興のためアジア進出を企図した瀬戸内塩業者の直輸出運動は、相手先の経済的被害を視野の外に置いていた。彼らは一八九〇年代半ばに東邦協会の周辺で形成された「東洋」や「アジア」を主体とする文明観を受容する。アジア主義的な秩序構想と結びついたそのような文明観は、中国への輸出を実現するうえで「国民」の支持調達を必要とした当該期の運動と親和性が高かった。八〇年代末～九〇年代のナショナリズム運動は西洋中心の文明観から脱却した多文化主義的な思考を醸成したものの、しかし「アジア」と交わる通商実践の現場において、その所産である文明観は「アジア」に対する想像力を展開することができなかったのである。^②

最後に、大日本塩業同盟会が解散した後の野崎武吉郎と近衛篤磨との關係を概観することで、瀬戸内塩業者のアジア進出について一九〇〇年代への展望を示したい。三国干渉以降顕著となった列強の中国進出を受け、近衛は一八九八年一月に「支那を保全す 支那の改善を助成す 支那の時事を討究し実行を期す 国論を喚起す」との活動方針を掲げ東亜同文会を結成した。同会に野崎は近衛と白岩龍平の紹介で九九年三月に入会している。^③

野崎武吉郎と東亜同文会の関わりをみると、そもそも機関誌『東亜時論』（一八九八年二月創刊）は同会の母体である同文会の機関誌『時論』（精神社発行）を改題した媒体であるが、『時論』の創刊資金一五〇〇円は既述のように野崎の出資であった。東亜同文会へは野崎より毎年一〇〇円の寄附が確認され、また一九〇一年二月に近衛へ渡った一〇〇〇円は南京同文書院（一九〇〇年五月開院）の設備費に充当された。^④その他、近衛は一九〇〇年五月に芸備地方を遊説し、同二三日には東亜同文会岡山支部が設立されたが、その裏には「野崎氏等が斡旋の力」があったと報道されている。^⑤さらに野崎は、国民同盟会など近衛の政治活動を支えるべく一九〇一年に後援組織「毎月会」を結成し、同一二月に近衛が陸羯南の新聞『日本』の負債を処理した際は、同会負担の九〇〇〇円のうち最大の三〇〇〇円を引き受けている。^⑥

このように野崎武吉郎が近衛篤磨に強く肩入れしたのは、一つには瀬戸内塩業の振興という地域利益を代表しうる政治勢力として近衛が必要とされたからである。野崎は田辺為三郎（野崎家筆頭理事、岡山県第四区選出衆議院議員、進歩党）、野崎定次郎（武吉郎実弟、岡山県第一区選出衆議院議員、進歩党）とともに一八九九年三月に台南県知事に塩田開発を申請、一九〇〇年五月には野崎台湾塩行を設立するなど植民地台湾への進出を意図しており、計画は近衛にも報告されている^⑦。近衛は大日本塩業協会でも名誉会員に就任しているが、同協会に結集した瀬戸内塩業者は、その後台湾をはじめ関東州、朝鮮、青島と帝国日本のアジア進出に伴い活動を展開することになる。その際には東亜同文会の人脈や市場調査能力も期待された^⑧とみてよい。

東亜同文会は、「我将来の一大華客は白人種にあらず実に支那人^(なり)」との認識から「邦人の支那に於て業務に従事せる者」への支援や「日本人の支那の語学に達し事情に通ずるもの」の養成を事業の核としていた^⑤。前者でいえば田辺為三郎と白岩龍平による一八九八年の大東汽船設立はその一環であり、野崎武吉郎も同社に関与していた。また後者についてみれば、野崎は九九年一二月より「支那に対する有望の事」として留学生支援の意向を示しており、実際に南京同文書院に入学した長野県出身の神津助太郎と大原信、また後に朝鮮史研究者となる稲葉岩吉への学資援助が確認される^⑨。

このうち大原信は「荒尾精氏ノ私塾」で「常ニ支那事情ヲ聴キ」、その後「同文会ニ寄食」して「支那語ヲ研究」するという経歴を有し、近衛篤磨の紹介で支援が決定した人物である。また成否は不明であるが、「我目的は商業、特に日清貿易にあり」との志望を抱く春名才助は、岡山遊説を好機として近衛への接近を図るも失敗、次いで津山中学校時代の恩師田岡嶺雲を頼り、最終的に野崎武吉郎へ支援を要請している^⑩。

一八七〇年代より直輸出運動を主導してきた一人である野崎武吉郎は、その経験を踏まえ右のように「アジア」に強い関心を抱く青年層のバトロンとなることで、一九〇〇年代には「アジア」をめぐる人と情報のネットワーク、そして思想の再生産を瀬戸内海沿岸地域という後背地の側から支える核としての役割を果たしたのである。

① 鎌田勝太郎が一九〇〇年の政友会成立に際し近衛篤磨から離れ同会に入党した事実は、瀬戸内塩業者の利益を代表可能な存在として政党勢力が浸透しはじめた表徴と捉えうる（『近衛日記』③三三三頁、四一八頁）。近衛・東亜同文会から対外硬派と瀬戸内塩業者の具体的な関係を考察するためには久野洋「明治中期における進歩党勢力の地域的基盤」（『日本史研究』第六二二号、二〇一四年）、同「立憲国民党の成立」（『史学雑誌』第一二六編二二二号、二〇一七年）などの政治史的アプローチ、またアジア交易網との関係から食塩輸出運動を位置づける際には石川亮太『近代アジア市場と朝鮮』（名古屋大学出版会、二〇一六年）などの経済史的アプローチが参考となる。併せて今後の検討課題である。

② 筆者はすでに内藤湖南に即して同様の事例を指摘している（前掲「はじめに」註⑬拙著『明治日本の国粹主義思想とアジア』第五章）。

③ 「東亜同文会主意書」（『東亜時論』第一号、一八九八年二月）、一八九九年三月二日付野崎武吉郎宛東亜同文会葉書（『野崎家文書』一一三二）、「東亜同文会ニ関スル書類」。

④ 「東亜同文会寄附金受取証」（同右「東亜同文会ニ関スル書類」）、『近衛日記』④五一頁。

⑤ 「近衛会長芸備地方遊説の情況」（『東亜同文会報告』第七号、一九〇〇年六月）、「随遊日記（六）」（『日本』一九〇〇年六月一日）。なお影印版『東亜同文会報告』第一巻（ゆまに書房、二〇一一年）所収の

同号は岡山遊説に関する一七〜三二頁が落丁しているため、野崎家塩業歴史館所蔵の同号を使用した（前掲註③「東亜同文会ニ関スル書類」所収）。

⑥ 『近衛日記』③四二二頁、④六二二頁、三三六頁、三四一頁、⑤二四四頁。近衛篤磨の『日本』関与は、有山輝雄『陸羯廋』（吉川弘文館、二〇〇七年）二三〇〜四八頁参照。

⑦ 一八九九年三月五日付「塩田開墾許可願」（太田健一『野崎台湾塩行の研究』上、ナйкаイ塩業株式会社、二〇一〇年、九六八〜七三三頁）、「野崎台湾塩行開式」（『大日本塩業協会会報』第三六号、一九〇〇年五月）、「近衛日記」②五二六頁。日清戦後の大日本塩業協会については、前田廉孝「戦前期台湾・関東州製塩業における日系資本の進出過程」（『日清戦後経営期における同業者団体の活動』（『社会経済史学』第七八巻三三三頁、第八〇巻二二二頁、二〇一二年、二〇一四年）参照。

⑧ 前掲註⑤「近衛会長芸備地方遊説の情況」。

⑨ 「大東汽船会社に関する書類」（『野崎家文書』第一一四四）、『近衛日記』②四八九頁。

⑩ 一九〇〇年二月三日付神津助太郎・大原信履履歴書、同四月一三日付稲葉岩吉「受領証」、同六月二日付野崎武吉郎宛春名才助書簡（『野崎家文書』特六一四四「清国留学生大原信神津助太郎稲葉岩吉三人ヨリノ求翰在中但受領証ノ類トモ」）、『近衛日記』③三〇三頁。

【付記】 史料閲覧に際しては、公益財団法人竜王会館の野崎泰彦理事長・辻則之事務長をはじめとする各位、また岡山大学大学院社会文化科学研究科の遊佐徹教授、名古屋大学大学院人文学研究科の土屋洋准教授に便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げます。なお本稿は、JSPS科研費（17K13332）、および公益財団法人稲盛財団平成二九年度研究助成による成果の一部である。

（愛媛大学准教授）

The Export Movement by Salt Producers
in the Seto Inland Sea Region and Pan-Asianism in the Meiji Era:
Regions as the Hinterlands of Thought Formation

by

NAKAGAWA Mirai

This paper examines the social and economic background of the spread of the view of civilization within Japanese society in the latter half of the 19th century by situating the significance of the trends in the movement of Inland Sea salt producers giving consideration to the relationship with groups that advocated Pan-Asianism.

First, by considering this process of the development of the movement in terms of the routes of Asian information, the following rough sketch is possible. In short, Inland Sea salt producers in the latter half of the 1870s made contacts with Kido Takayoshi and Ōkubo Toshimichi through Mitajiri Hama that had possessed political capital since the Meiji Restoration, and responding to the Meiji government's policy of promoting industry begun at this time, they planned to implement salt exports to China. In this process, they attempted to survey the market using natives of the Inland Sea region as intermediaries. However, on the other hand, because they lacked special capabilities including language skills, the amount of information accumulated was minimal.

In the 1880s when interest in Asia was rising throughout Japan given the background of increasing commercial activity with China and Korea, the Inland Sea salt producers both to obtain the foreign market information issued by government offices and attempted to foster a capacity to survey the market by participating in the Asian information network of government offices and entrepreneurs who formed the core of the Kōakai and Ajia Kyōkai. Salt export to the Korean market and the coastal provinces of Russia, which newly occupied their field of vision in this period, was spurred on by such information. Furthermore, the movement basically adhered to the policy of industrial promotion, but at the end of the 1880s when imports to

Korea were thriving, table salt producing area planned to control direct exports and the local sales network exceeding the government's intention.

By the 1890s, in response to the expansion of the demand for Asian information by entrepreneurs and producers, the Tōhō Kyōkai, Nisshin Boeki Kenkyūsho, and the Tōa Dōbunkai established market surveys based on specialist knowledge. The Inland Sea producers obtained information via these groups, but when they tried to renew the move to export to China on the using the opportunity of the Sino-Japanese war, they devised a plan to approach Konoe Atsumaro, the president of the House of Peers, and use the political power of the Imperial Diet in seeking benefits for the salt producers who straddled prefectural boundaries. It was thought that Konoe as the leader of the foreign-policy hard-liners would function to represent their public opinion from a route removed from that of the political parties.

Next, as regards the relationship between Pan-Asian consciousness and the view of civilization, the movement for direct export by the Inland Sea producers who planned to enter Asia for regional promotion, incurred economic damage on their trading partners beyond their field of vision. In the mid 1890s they adopted a view of civilization, which had been formed by those associated with the Tōhō Kyōkai, that saw the Orient and Asia as the center. Having implemented their policy of exports to China, the view of civilization that was linked to a Pan-Asianist conception of an East Asian order heightened the sense of cordiality with the movement in this period that required the support and provisioning by the national citizenry. Although the nationalist movement of the late 1880s and 1890s fomented multicultural ways of thinking that departed from the Western view of civilization, in the actual place where this commerce was implemented with "Asia," the view of civilization that was engendered therein was not capable of developing the power of imagination in regard to "Asia."

Key Words; Pan-Asianism, Export of salt, Seto Inland Sea, the Tōhō Kyōkai,
the Tōa Dōbunkai